

令和 8 年度第 2 回船橋市スポーツ推進審議会

日時：令和 8 年 9 月 1 日（火）

午後 1 5 時 3 0 分～午後 1 6 時 3 0 分

会場：市役所本庁舎 9 階 第一会議室

進行：事務局

（船橋市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課）

次 第

I．委嘱状交付

II．委員紹介

III．会長及び副会長の選出

IV．議題

（1）令和 8 年度スポーツ関係団体補助金について

（2）第二次船橋市生涯スポーツ推進計画について

（3）第三次船橋市生涯スポーツ推進計画について

令和8年度
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

会議資料

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和 8 年度 第 2 回 船橋市スポーツ推進審議会 会議資料

目 次

議 題

1. 令和 8 年度スポーツ関係団体補助金について . . . 1
 - ・（別冊 1）補助金申請書
 - ・（別冊 2）補助金交付要綱
2. 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画について . . . 3
 - ・（別冊 3）各施策対応事業管理表
3. 第三次船橋市生涯スポーツ推進計画について . . . 4
 - ・（別冊 4）スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）
 - ・（別冊 5）第三次船橋市生涯スポーツ推進計画の骨子案

議題 1 令和 8 年度スポーツ関係団体補助金について

令和 8 年度スポーツ関係団体補助金（地域スポーツ推進事業補助金） 審査一覧表（第 2 回）

以下について、申請があり内容を審査したところ、適正であることを確認しましたので、スポーツ基本法第 3 5 条に基づきスポーツ推進審議会の意見を聴取します。

No.	団 体 名 (交付要綱の名称)	代表者	参加予定者数 (名)	令和 8 年度 経費所要総額 (円)	令和 8 年度 補助対象経費 (円)	・ 補助率 ・ 補助額	令和 8 年度 市補助予算額 (円)	審査結果 (○, -)	《参考》 令和 7 年度 市補助予算額 (円)	《参考》 令和 7 年度 市補助決算額 (円)	担当所管
1	西船地区町会自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	文川 和雄	200	256,000	126,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	84,000	○	-	-	生涯 スポーツ課
2	二和地区自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	田原 勝博	300	340,000	340,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	226,600	○	226,600	124,700	
3	習志野台西習志野自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	朝比奈 敏勝	150	160,000	145,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	90,000	○	90,000	80,800	
4	新高根・芝山地区自治会連絡協議会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	中澤 富夫	300	100,000	100,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	50,000	○	300,000	- (事業中止)	
5	坪井地区自治連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	田中 裕治	130	150,000	150,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	100,000	○	100,000	71,000	
6	八木が谷地区自治連絡協議会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	藤本 千恵子	200	110,164	110,164	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	50,000	○	50,000	50,000	
7	二宮・飯山満地区町会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	神田 廣栄	1,000	700,000	570,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	300,000	○	300,000	300,000	
8	豊富地区連合町会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	飯島 秀人	500	600,000	580,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	300,000	○	300,000	179,400	

議題 1 令和 8 年度スポーツ関係団体補助金について

令和 8 年度スポーツ関係団体補助金（地域スポーツ推進事業補助金） 審査一覧表（第 2 回）

以下について、申請があり内容を審査したところ、適正であることを確認しましたので、スポーツ基本法第 3 5 条に基づきスポーツ推進審議会の意見を聴取します。

No.	団 体 名 (交付要綱の名称)	代表者	参加予定者数 (名)	令和 8 年度 経費所要総額 (円)	令和 8 年度 補助対象経費 (円)	・ 補助率 ・ 補助額	令和 8 年度 市補助予算額 (円)	審査結果 (○, -)	《参考》 令和 7 年度 市補助予算額 (円)	《参考》 令和 7 年度 市補助決算額 (円)	担当所管
9	大穴地区町会自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	渡辺 賢次	1,200	1,000,000	780,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	300,000	○	300,000	300,000	生涯 スポーツ課
10	本中山地区自治会町会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	桑野 直隆	1,200	650,000	510,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	300,000	○	300,000	300,000	
11	高根・金杉地区自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	早川 淑男	1,000	450,000	364,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	240,000	○	230,000	230,000	
12	松が丘地区町会自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	武田 久志	1,000	700,000	545,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	300,000	○	300,000	232,000	
13	法典地区自治会連合会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	川崎 昇	3,000	500,000	500,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	300,000	○	300,000	254,100	
14	塚田地区連合自治会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ奨励事業)	堀江 はつ	100	105,000	95,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	63,300	○	63,300	41,600	
15	船橋市スポーツと健康を推進する会 (ジョイ&スポーツ) (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ祭支援事業)	村尾 節生	5,000	499,000	450,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 30万円以内	300,000	○	300,000	163,800	
16	船橋市スポーツと健康を推進する会 (スポーツの祭典) (地域スポーツ推進事業補助金 ・ 地域スポーツ祭支援事業)	村尾 節生	3,000	280,000	238,000	・ 補助対象経費の 2/3以内 (100円未満切捨) ・ 35万円以内	158,600	○	200,000	1,000	

議題2 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 令和7年度進捗状況について

1. 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の概要

- 策定：令和4年3月
- 計画期間：令和4年度～令和8年度
- 計画の位置づけ

スポーツ基本法に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「千葉県体育・スポーツ推進計画」を参酌するとともに、船橋市の他計画との連携・整合を図りながら、船橋市の状況を踏まえ、市民のスポーツ活動を推進するための計画

● 事業の位置づけと計画の評価

- ◆ 不測の事態の発生等により、取り組むべき事業の優先順位の変更や、新たな事業の追加などが生じることなどに、柔軟に対応していくため、計画内には各施策に対応する事業の位置づけは行わず、「各施策対応事業管理表」を作成し管理する。
- ◆ 計画全体の進捗状況を毎年点検することを目的として、基本施策1～3のそれぞれに毎年測定が可能な指標とその方向性を設定し、結果を船橋市スポーツ推進審議会に報告する。
- ◆ 「各施策対応事業管理表」についても、船橋市スポーツ推進審議会に報告し、意見聴取の結果を事業所管課にフィードバックするとともに、指摘・提案事項等に基づいて管理表を更新する。

2. 指標の報告 ※令和3年度は参考

施策名	指標名	方向性	令和3年度※	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
〔機会づくり〕 基本施策1	市主催事業の参加者数	↑	25,888人	120,154人	128,456人	131,350人	135,981人
〔環境づくり〕 基本施策2	市体育施設の利用者数	↑	1,638,962人	2,215,559人	2,555,532人	2,426,135人	2,397,672人
〔人・組織づくり〕 基本施策3	スポーツ関係団体の団体数・会員数	↑	65団体 36,441人	65団体 36,546人	65団体 34,528人	65団体 36,678人	64団体 35,144人
	地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数	↑	113回	280回	379回	401回	371回

3. 各施策対応事業管理表の報告

【別冊3】各施策対応事業管理表

別冊 1

令和8年度
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

各補助金申請書

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和8年度 第2回 船橋市スポーツ推進審議会

【別冊1】各補助金申請書

目 次

1 地域スポーツ推進事業補助金・地域スポーツ奨励事業

(1) 西船地区町会自治会連合会	・・・ 1
(2) 二和地区自治会連合会	・・・ 5
(3) 習志野台西習志野自治会連合会	・・・ 9
(4) 新高根・芝山地区自治会連絡協議会	・・・ 13
(5) 坪井地区自治連合会	・・・ 16
(6) 八木が谷地区自治連絡協議会	・・・ 20
(7) 二宮・飯山満地区町会連合会	・・・ 24
(8) 豊富地区連合町会	・・・ 28
(9) 大穴地区町会自治会連合会	・・・ 36
(10) 本中山地区自治会町会連合会	・・・ 40
(11) 高根・金杉地区自治会連合会	・・・ 45
(12) 松が丘地区町会自治会連合会	・・・ 49
(13) 法典地区自治会連合会	・・・ 57
(14) 塚田地区連合自治会	・・・ 61

2 地域スポーツ推進事業補助金・地域スポーツ祭支援事業

(1) 船橋市スポーツと健康を推進する会（ジョイ&スポーツ）	・・・ 65
(2) 船橋市スポーツと健康を推進する会（スポーツの祭典）	・・・ 69

第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年5月29日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市葛飾町2-390-2
団体名 西船地区町会自治会連合会
代表者氏名 会長 文川 和雄

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	西船地区スポーツレクリエーション大会	
	実施年月日	令和8年12月13日(日)	
	実施場所	葛飾小学校 体育館	
	目的・内容	地区内における住民の健康増進と親睦	
	参加予定人数	200人	
経費所要総額		256,000 円	
交付申請額		84,000 円	
添付書類		①. 事業計画書 ②. 収支予算書 3. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

第3回西船地区スポーツ・レクリエーション大会（案）

主 催：西船地区町会自治会連合会

協 力：西船地区スポーツ推進委員会

葛飾地区青少年相談員

- 日 時 令和8年12月13日(日) 午前10時から(役員9時集合)
- 場 所 葛飾小学校 体育館
- 参加団体 山野町会・東中山町会・古作自治会・印内町会・葛飾町会・本郷町会・
ルネ西船橋自治会・コープ西船橋自治会の会員
(対象：原則60歳以上 人数：10～20名)

○進行予定

- 10:00 開会式(連合町会長挨拶) 準備体操
- 10:20 ボッチャ競技 ルール説明・投球練習
- 10:40 ボッチャ体験交流競技会 2コート
- 12:00 昼食休憩
- 12:30 葛飾小学校音楽部演奏会
- 13:00 ニュースポーツ競技 ルール説明・投球練習
- 13:20 モルック 2コート
じゃんけん大会
- 14:40 競技終了 整理体操 成績発表
- 15:00 閉会式

○担 当

- ◇地区連 ・大会全般に係る管理、運営 → 参加人数確認は、 月役員会で
・体育館の借用、使用管理(長机4台・パイプ椅子100～150脚)
・放送設備の用意(印内) ・ビブス(各町会自治会)
・お知らせチラシ×50枚 ・参加賞(マフラータオル)
・葛小音楽部演奏会の依頼
・行事保険「あいおいニッセイ損保レクリエーション保険」5,628円
<会計>・スポ推消耗品精算、看護師謝金：10,000円、
レクリエーション協会：5,000円、お弁当・お茶発注
景品：QUOカード20,000円分(500円×40枚)
〔ゲーム：1位5千円、2位4千円、3位3千円、4位2千円
じゃんけん：1位3千円、2位2千円、3位1千円〕
- ◇スポ推 ・スポーツ用具の準備(ボッチャ、モルック 各セット)
・設営(午前ボッチャ2コート 午後モルック2コート)
・ラインテープ、モルック室内実施用附属品 →地区連で精算
・競技説明、審判、採点、成績表(町会対抗)
・準備、整理体操の指導
- ◇青少年相談員 ・ゲーム設営及び運営、撤収の協力

- その他 ・体育館借用時間午前9時～午後4時
・各町会自治会 参加人数把握 (名)
葛小音楽部人数 (名)・スポ推 (名)・相談員人数把握 (名)
・参加者は上履きを用意

第3回西船地区スポーツ・レクリエーション大会

主 催：西船地区町会自治会連合会
協 力：西船地区スポーツ推進委員会
葛飾地区青少年相談員

- 日 時 令和8年12月13日(日) 午前10時～
(受付開始 午前9時30分)
- 場 所 市立葛飾小学校体育館
- 参加団体 山野町会 東中山町会 古作自治会 印内町会 葛飾町会
本郷町会 ルネ西船橋自治会 コープ西船橋自治会

<プログラム>

(午前の部)

- 10:00 開会式 連合町会長挨拶
10:10 準備体操
10:20 ボッチャ競技 ルール説明・投球練習
10:40 ボッチャ競技会(町会自治会対抗) 2コート
- 12:00 昼食休憩(お弁当・お茶 用意します)
12:30 葛飾小学校音楽部演奏会

(午後の部)

- 13:00 モルック競技 ルール説明・投球練習
13:20 モルック協議会(町会自治会対抗) 2コート

じゃんけん大会

- 14:40 整理体操
14:50 成績発表・表彰
15:00 閉会式

* 参加者は、上履きを用意してください。

令和8年5月29日

令和8年度 西船地区スポーツレクリエーション大会 収支予算書

西船地区町会自治会連合会
会長 文川 和雄

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
市補助金	84,000	船橋市スポーツ推進事業補助金
負担金	172,000	西船地区町会自治会連合会負担金
合 計	256,000	

2. 支出の部

※は補助
対象外

項 目	対象経費	備 考
報 償 費	70,000	看護師謝礼、大会参加賞等、 QUOカード20,000円分(500円×40枚)※ ※補助対象外経費
旅 費		
消耗品費	40,000	テープ、ポッチャ、モルック用品等購入
備品購入費	0	
印刷製本費	20,000	ポスター・案内印刷費
手 数 料	0	
通信運搬費	0	
保 険 料	6,000	大会保険料
使用料及び賃借料	10,000	運搬車両レンタル
会 議 費	0	
食 糧 費	110,000	役員・関係者 90名
合 計	256,000	

補助
対象外

256,000円 (支出額)

110,000円 (食糧費 ※補助対象外経費)

— 20,000円 (報償費QUOカード分 ※補助対象外経費)

126,000円 (補助対象経費)

$126,000円 \times \frac{2}{3} = 84,000円$ (申請額)



第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年5月26日

船橋市長 様

申請者 所在地 船橋市二和東6-17-22
団体名 二和地区自治会連合会
代表者氏名 会長 田原 勝博

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	8 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	二和地区軽スポーツ大会	
	実施年月日	令和8年10月 ¹⁷ 15 日 (土)	
	実施場所	三咲小学校校庭、体育館	
	目的・内容	地域住民と子供との交流と健康増進	
	参加予定人数	300名	
経費所要総額		340,000円	
交付申請額		226,600円	
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 (前回決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

二和地区軽スポーツ大会開催

1、日 時 令和8年10月¹⁷~~16~~日（土）

2、場 所 三咲小学校校庭

3、大会スケジュール

・ 9時00分 受付開始

・ 9時20分 開会式

挨拶

二和地区自治会連合会会長

田原 勝博

三咲小校長

鰐部 裕実

二和地区スポーツ推進委員地区長

米川 知之

二和地区青少年相談員

三咲小サポーターズ

・ 9時35分 競技種目

・ ウォーターバトル、

・ ストラックアウト、

・ ドッジビー

・ キックベース 小学生（高学年）対大人男女混合

・ 13時00分 終了

連絡先 二和地区自治会連合会 田 原

※ 暑いので各自で十分水分を補給して下さい。

令和8年5月26日

令和8年度二和地区軽スポーツ大会 予算書

二和地区自治会連合会

会長 田原 勝博

会計 小林 学

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市スポーツ推進事業補助金	226,600	
参 加 費	60,000	200円×300人
二和地区負担金	53,400	
合 計	340,000	

2. 支出の部

項 目	対象経費	備 考
報 償 費	150,000	賞品、参加費、景品等
保 険 代	15,000	50円×300人
印刷製本代	5,000	参加者申込書等
消耗品費	169,000	大会用具等、救急用品等
通 信 費	1,000	手紙、はがき、切手代
合 計	340,000	

340,000円(補助対象経費)

$340,000円 \times \frac{2}{3} = 226,666円$

百円未満切り捨て = 226,600円(申請額)

令和7年11月10日

令和7年度二和地区軽スポーツ大会 決算書

二和地区自治会連合会

会長 田原 勝博

会計 小林 学

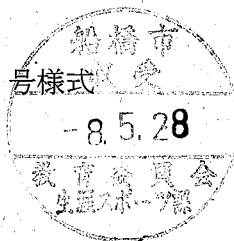
1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市スポーツ推進事業補助金	124,700	
参 加 費	8,600	200円×43人(小学生のみ)
二和地区負担金	53,804	
合 計	187,104	

2. 支出の部

項 目	対象経費	備 考
報 償 費	99,948	賞品、参加費、景品等
保 険 代	8,850	50円×177人
印刷製本代	640	大会要綱、プログラム印刷、コピー代
消耗品費	77,666	競技用品等
通 信 費	0	手紙、はがき、切手代
食 料 費	0	
合 計	187,104	

第1号様式



- 8.5.28

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年5月28日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市西習志野 1-51-4
 団体名 習志野台西習志野自治会連合会
 代表者氏名 会長 朝比奈 敏勝

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	第25回町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会	
	実施年月日	令和8年10月18日(日) ※予備日10月25日(日)	
	実施場所	船橋市立習志野台第二小学校校庭	
	目的・内容	習志野台・西習志野地区における、スポーツの普及および住民の健康増進と相互交流。	
	参加予定人数	150名	
経費所要総額		160,000円	
交付申請額		90,000円	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他(前回決算書)	

消費税の適用に関する事項(該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

令和8年5月28日

第25回町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会事業計画書

習志野台西習志野自治会連合会
会 長 朝比奈敏勝
生涯スポーツ部会長 豊浦 和重

1. 名 称 第25回町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会

2. 主 催 習志野台西習志野自治会連合会

3. 後 援 習志野台地区スポーツ推進委員会

4. 日 時 令和8年10月18日(日)8時30分～12時
(予備日:10月25日(日))

5. 場 所 船橋市立習志野台第二小学校校庭

6. 参加者 各町会・自治会代表25チーム 150名

7. 内 容 1チーム5名による団体戦、及び個人戦
18ホール ストロークプレー

以上

令和 8 年 5 月 28 日

習志野台西習志野自治会連合会主催

第 25 回 町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会 予算書

習志野台西習志野自治会連合会

会長 朝比奈敏勝

会計 中村 治子

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市補助金	90,000	補助金対象経費の 2/3
参加費	25,000	25 チーム×1,000 円
習自連負担金	45,000	
合計	160,000	

2. 支出の部

項 目	金 額	備 考
報償費	120,000	カップ、メダル、参加賞景品
消耗品費	5,000	トイレットペーパー、インク代
通信運搬費	5,000	案内状等郵送費、参加賞等配送費
使用料及び賃借料	15,000	備品運送用レンタカー代
対象外×会議費・食糧費	15,000	スタッフ用弁当、飲物
合計	160,000	

160,000 円 (支出額)

ー 15,000 円 (補助対象外経費)

以 上

145,000 円 (補助対象経費)

$145,000 \text{ 円} \times \frac{2}{3} = 96,666 \text{ 円}$

申請額 = 90,000 円

令和7年10月31日

習志野台・西習志野地区自治会連合協議会主催
第24回 町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会 決算書

習志野台西習志野自治会連合会
会長 朝比奈敏勝
会計 中村 治子

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市補助金	80,800	補助金対象経費の2/3(100円未満切捨)
参加費	16,000	16チーム×1,000円
寄付金	10,000	地区社会福祉協議会より
習自連負担金	31,527	
合計	138,327	

2. 支出の部

項 目	金 額	備 考
報償費	106,733	カップ、メダル、賞品、参加賞
消耗品費	1,914	トイレットペーパー、インク代
通信運搬費	3,065	招待状郵送費、参加賞等配送費
使用料及び賃借料	9,619	備品等運搬用レンタカー
会議費・食糧費	16,996	当日スタッフ弁当、飲物
合計	138,327	

以 上



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年 5月 29日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市新高根5-17-15
団体名 新高根・芝山地区自治会連絡協議会
代表者氏名 会長 中澤 富夫

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 8 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	①, 地域スポーツ奨励事業 2, 地区スポーツ祭支援事業	
	名 称	新高根・芝山地区スポーツ大会	
	実施年月日	令和 8 年 1 0 月 1 8 日 (予備日なし)	
	実施場所	高根東小学校グラウンド・新高根公民館講堂	
	目的・内容	地域住民の体力増進と親睦を深め、併せて子供達から高齢者まで揃って、秋一日を楽しく交流する中で地域の絆を深めて行くことを目的として開催する。	
	参加予定人数	3 0 0 人	
経費所要総額		1 0 0, 0 0 0 円	
交付申請額		5 0, 0 0 0 円	
添付書類		①、事業計画書 ②、収支予算書 3、その他 ()	

消費税の適用に関する事項（該当するものに□）

(1) 補助金交付額の算定

- ☒消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☐消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により収入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- ☐ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
☐ その他（ ）

令和8年 5月 29日

新高根・芝山地区スポーツ大会事業 計画書 (案)

新高根・芝山地区自治会連絡協議会
会 長 中 澤 富 夫

- 1、大会名称 令和8年度 新高根・芝山地区スポーツ大会
- 2、目 的 地域住民の体力増進と親睦を深め、併せてこども達から高齢者まで揃って、秋の一日を楽しく交流する中で地域の絆を更に深めて行くことを目的として開催する。
- 3、開催日時 令和8年10月18日（日曜日）午前9時00分開会
- 4、主 催 新高根・芝山地区自治会連絡協議会
共 催 高芝地区スポーツ推進委員会
後 援 新高根公民館
- 5、開催場所 高根東小学校校庭・新高根公民館講堂
- 6、参加人員 約 300人
- 7、実施種目 グラウンドゴルフ
 ワナゲ
 ダーツ
- 8、予 算 概算は別紙予算案の通り
- 9、そ の 他 具体的事業計画は別途実行委員会にて検討の上で決定する。

令和 8 年度

令和 8 年 5 月 29 日

新高根・芝山地区スポーツ大会
収支予算書

新高根・芝山地区自治会連絡協議会
会 長 中澤 富夫
会計担当 小林 康輔

1 収入の部

科 目	予算額	説 明
船橋市地域スポーツ推進事業補助金	50,000	船橋市スポーツ推進事業補助金
地区連負担金	50,000	新高根・高芝地区自治会連絡協議会負担金
雑 収 入		
合 計	100,000	

2 支出の部

科 目	予算額	説 明
報 償 金	74,450	参加賞・賞品等
旅 費	5,000	大会や行事等交通費（ガソリン代）
消 耗 品	5,000	事務用品、PCインク代、医薬品
備品購入費	0	大会備品購入代
印刷製本費	5,000	プログラム作成費（印刷代）、コピー代
手 数 料	550	振込み手数料
通信運搬費	2,000	切手代
保 険 料	8,000	大会保険料
食 糧 費	0	補助対象外
会 議 費	0	補助対象外
合 計	100,000	

収入の部 100,000円 - 支出の部 100,000円 = 0円

100,000円（補助対象経費）

$100,000円 \times \frac{2}{3} = 66,666円$

申請額 = 50,000円

第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年5月26日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市坪井東5-17-14
団体名 坪井地区自治連合会
代表者氏名 会長 田中裕治

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	第32回坪井地区自治連合会グラントゴルフ大会	
	実施年月日	令和8年10月18日 (予備日10月25日)	
	実施場所	坪井小学校グラウンド	
	目的・内容	地区におけるスポーツの普及と住民の健康増進	
	参加予定人数	130人	
経費所要総額		150,000.- 円	
交付申請額		100,000. 円	
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 (前年度決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

令和8年5月26日

令和8年度 坪井地区スポーツ大会 事業計画書

坪井地区自治連合会

会長 田中 裕治

大会委員長 貴田 真妃

事業名: 第32回坪井地区自治連合会グランドゴルフ大会

実施日時: 令和8年10月18日(日) 午前8時30分～12時30分

予備日 : 令和8年10月25日(日)

開催場所: 坪井小学校グラウンド

参加者: 坪井地区自治連合会加入7町会・自治会の会員

: 坪井中学校生徒

: 坪井小学校生徒(3年生以上)

: 小学校3年生未満は親同伴で参加可能

予定参加者人数: 130名

コース : 24コース予定

協議方法: 個人戦、男女混合

表彰等: 優勝者以下順位賞を予定

: 参加者全員に参加賞を予定

: 小学生、中学生は別に賞品を用意予定

実行委員: 各町会・自治会の会長・副会長等

協力 : 坪井地区スポーツ推進委員(コース設定、ルール、競技説明、指導協力)

* 事故、けが等の無い様、お互いにルールを守り注意して競技及び、監視、監督致します。

以 上

令和8年5月26日

令和8年度 坪井地区スポーツ大会 予算書

坪井地区自治連合会

会長 田中 裕治

会計 小川 祐平

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市スポーツ推進事業補助金	100,000	
坪井地区助成金	50,000	
合 計	150,000	

2. 支出の部

項 目	対 象 経 費	備 考
報 奨 費	20,000	小学生用参加賞品(景品)
報 奨 費	12,000	中学生用参加賞品(景品)
報 奨 費	110,000	一般用参加賞品(景品)
消 耗 品 費	5,000	白線用石灰等
印 刷 製 本 費	3,000	チラシ、ポスター等
合 計	150,000	

150,000円 (補助対象経費)

$150,000円 \times \frac{2}{3} = 100,000円$ (申請額)

令和8年2月22日(日)

令和7年度 坪井地区第31回グラウンドゴルフ大会 決算書

坪井地区自治連合会

会長 田中 裕治

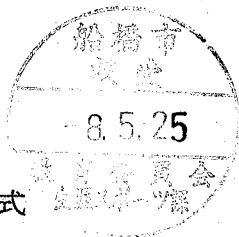
会計 小倉 実義

1. 収入の部

項目	金額	備考
船橋市スポーツ推進事業補助金	71,000	
坪井地区自治連合会助成金	35,514	連合会負担金
合計	106,514	

2. 支出の部

項目	対象経緯費	備考
報償費	74,025	賞品(優勝、2～10位、飛賞、BB賞等、小学生分含む)
報償費	3,108	子供参加賞用お菓子
報償費	23,615	参加賞、ホールインワン賞
報償費	5,766	参加賞(水分補給を兼ねたお茶)
消耗品費	0	賞品受取運搬等ガソリン代
消耗品費	0	順位ステッカー
消耗品費	0	参加案内用、コピー用紙
合計	106,514	



第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年 5月25日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市八木が谷1-7-17
団体名 八木が谷地区自治連絡協議会
代表者氏名 会長 藤本 千恵子

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	八木が谷地区秋季グラウンドゴルフ大会	
	実施年月日	令和8年11月23日(月)	
	実施場所	八木が谷小学校(校庭)	
	目的・内容	地域における住民の健康増進と仲間作り	
	参加予定人数	200名	
経費所要総額		110,164円	
交付申請額		50,000円	
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他(前年度決算書)	

消費税の適用に関する事項(該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他()

八木が谷地区自治連絡協議会
八木が谷地区スポーツ推進委員会
実行委員長 地区長 田村 芳雄

八木が谷地区自連 秋季グラウンドゴルフ大会ご案内

時下、貴町会・自治会におかれましては、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
日頃は、地域スポーツ振興に絶大なるご協力を頂き誠に有難う御座います。
さて、令和7年度八木が谷地区秋季グラウンドゴルフ大会を下記の通り開催致しますので、多数ご参加下さいますようご案内申し上げます。

記

主 催 八木が谷地区自治連絡協議会
八木が谷地区スポーツ推進委員会
共 催 八木が谷スポーツクラブ
日 時 令和8年11月23日(月) 受付 午前8:30
会 場 八木が谷小学校 校庭
参加資格 八木が谷地区在住の男女
競 技 12ホール2回戦=24ホールストロークプレー
チーム編成 町会・自治会単位 1チーム4名編成
参加費 1チーム=1,200円
申し込み 下記参加申込書に記入の上、参加費を添えて10月17日(土)
公民館(2階)午後3時～午後3時30分に申し込み下さい。

八木が谷地区自連秋季グラウンドゴルフ大会参加申込書

町会
自治会名

代表者

電話番号

NO	性別	氏 名	年齢	住 所	電 話 番 号	スポーツクラブ	
						会員	非会員
1							
2							
3							
4							
1							
2							
3							
4							

※ 保険の関係でスポーツクラブ会員・非会員欄にチェックをお願いします。

※ 申し込みいただいた情報は、本大会以外に使用しません。

令和8年度

八木が谷地区自連

秋季グラウンドゴルフ大会(収支予算書)

八木が谷地区自治連絡協議会

会長 藤本 千恵子

会計 渡部 弘巳

収入の部

	科 目	内 訳	金 額
1	参加費	1名300×200名	60,000
2	船橋市補助金		50,000
3	前回繰越金		164
	合 計		110,164

支出の部

	科 目	内 訳	金 額
1	報償費		108,164
2	保険料		1,000
3	印刷費		1,000
	合 計		110,164

110,164円(補助対象経費)

$110,164円 \times \frac{2}{3} = 73,442円$

申請額 = 50,000円

令和7年度

令和7年11月

八木が谷地区自連

秋季グラウンドゴルフ大会会計報告

八木が谷地区自治連絡協議会

会長代行 藤本 千恵子

会計 渡部 弘巳

収入の部

	科 目	内 訳	金 額
1	参加費	1名300×183名	54,900
2	船橋市補助金		50,000
3	前回繰越金		5
	合 計		104,905

支出の部

	科 目	内 訳	金 額
1	報償費	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦	103,741
2	保険料	⑧	1,000
3	残金	次年度繰越金	164
	合 計		104,905

以上、地区自連秋季グラウンドゴルフ大会の会計報告を致します。

令和7年11月 田村 芳雄

第1号様式

-8.5.-1

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年4月23日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市駿河台2-29-18
 団体名 二宮・飯山満地区町会連合会
 代表者氏名 会長 神田 廣 栄

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	8 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	スポーツ2026地域祭 in 二宮・飯山満	
	実施年月日	令和8年10月18日	
	実施場所	飯山満中学校 グラウンド	
	目的・内容	スポーツを通して親睦を深め、健康で生き生きと過ごせるように。	
	参加予定人数	約1000人	
経費所要総額		700,000 円	
交付申請額		300,000 円	
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 (前年度決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

令和8年4月25日

「スポーツ 2026 地域祭 in 二宮・飯山満」事業計画書

二宮・飯山満地区町会連合会

1. 【目 的】

◇スポーツを通じて親睦を深め、健康で明るく生き生きとしたまちづくりを目指す。

2. 【内 容】

◇一般的な運動会を主体として、スポーツ的なアトラクションを組み入れる。

3. 【期 日】

◇令和8年10月18日（日） 午前9時開会

4. 【会 場】

◇飯山満中学校グラウンド

5. 【対 象 者】

◇二宮・飯山満地区にお住まいの方（町会・自治会単位と個人参加）

6. 【主 催】

◇二宮・飯山満地区町会連合会

7. 【主 管】

◇令和8年度「体育レクリエーション大会実行委員会」

（地区連、参加町会・自治会、スポーツ振興委員会、スポーツ推進委員）

8. 【大会役員】

◇大会会長 神田廣栄（二宮・飯山満地区町会連合会会長）

実行委員長 小役丸靖宣（同 スポーツ振興部部長）

総務部長 岸波庸子（同 事務局長）他

9. 【参加見込み数】

◇約1,000名

10. 【予定種目】

（1）個人参加種目：30m競走（幼児）・50m競走（小学生低学年）・100m競走（小学生高学年）・親子二人三脚・花さがし（敬老者）・パン食い競走他

（2）町会対抗種目：玉入れ（子供・大人）・ムカデ競走・満杯ゲーム・町会対抗リレー他

令和8年4月25日

「スポーツ2026地域祭 in 二宮・飯山満」予算案

二宮・飯山満地区町会連合会

会長 神田 廣栄

会計 岸波 庸子

収入の部 (単位: 円)

項 目	金 額	備 考
参 加 費	200,000	参加町会・自治会より
地区連補助金	200,000	地区連事業費
補 助 金	300,000	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
合 計	700,000	

支出の部 (単位: 円)

項 目	対象経費	備 考
× 会 議 費	10,000	実行委員会・全体会等のお茶代
印刷製本費	10,000	チラシ印刷、プログラム
通信運搬費	10,000	案内郵送他、運搬
× 食 糧 費	120,000	来賓・役員のお茶、弁当
使 用 料	40,000	用具備品借用
報 償 費	500,000	参加者への賞品、協力者への謝礼
消 耗 品 費 備品購入費	10,000	文具、用具の消耗品
合 計	700,000	

700,000円 (支出額)

10,000円 (会議費 補助対象外経費)

- 120,000円 (食糧費 補助対象外経費)

570,000円 (補助対象経費)

$570,000円 \times \frac{2}{3} = 380,000円$

-26- 上限 300,000円 (申請額)

令和7年度「スポーツ2025地域祭in二宮・飯山満」決算書

令和7年10月19日

二宮・飯山満地区町会連合会

会 長 神 田 廣 栄

会 計 岸 波 庸 子

1. 収入の部 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
船橋市補助金	300,000	船橋市スポーツ推進事業補助金
地区町会連合会負担金	248,902	
合計	548,902	

2. 支出の部 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
報償費	370,051	参加賞景品、協力者へのお礼
旅費	0	
消耗品費・備品購入費	16,514	文具、用具の消耗品
印刷製本費	5,000	ポスター・プログラム印刷代
手数料	0	
通信運搬費	3,300	切手代
使用料及び賃借料	80,000	用具備品の借用
会議費	9,123	実行委員会・全体会時のお茶
食糧費	64,914	スタッフの昼食として弁当
合 計	548,902	

第1号様式

8.5.26

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年5月19日

船橋市長 あて

申請者 住 所 船橋市小室町 2975

団 体 名 豊富地区連合町会

代表者氏名 会長 飯島 秀人



補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	①地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	第49回豊富地区体育レクリエーション	
	実施年月日	令和8年10月4日(日) 予備日令和8年10月11日(日)	
	実施場所	豊富小学校グラウンド・アンデルセン公園	
	目的・内容	内容：ウォークラリー	
	参加予定人数	500 名	
経費所要総額		600,000円	
交付申請額		300,000円	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他(前年度決算書・募集要綱案 運動種目案)	

消費税の適用に関する事項(該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒免税事業者である

☐簡易課税事業者である

☐消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐その他()

第49回 豊富地区体育レクリエーション大会計画（案）

1. 日 時 令和8年10月4日（日） 午前9時30分～午後1時
但し、中止の場合10月11日（日）に順延
2. 集合場所 豊富小学校 グランド
3. 会 場 アンデルセン公園（小雨決行）
3. 主 催 豊富地区連合町会
4. 共 催 船橋市北部公民館
5. 協 力 アンデルセン公園・豊富小学校・相談委員・スポーツ推進委員
6. ね ら い 豊富地区の住民並びに町会・自治会相互の親睦交流及び連帯感を深める
ために、地域のスポーツ及びレクリエーション活動の推進と体育の増進
を図る。
7. 参加対象 地域住民（一組5人） 500名
8. 種 目 ウォークラリー（スタンプラリー）
4か所に拠点を設け軽い運動をする

令和8年5月19日

令和8年度第49回 豊富 地区スポーツ大会収支予算書

豊富地区 連合協会
会 長 飯島 秀人
会 計 中村 恵一

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
市補助金	300,000	船橋市スポーツ推進事業補助金
負担金	300,000	豊富地区連合町会負担金
参加費	0	
寄付金	0	
合 計	600,000	

2. 支出の部

項 目	対象経費	備 考
報 償 費	400,000	参加賞品(景品)
旅 費	20,000	景品購入他
消耗品費	30,000	競技に使用する道具・事務用品
備品購入費	30,000	延長コード・ラジカセ・折り畳み机、椅子
印刷製本費	10,000	チラシ・プログラム印刷費
手 数 料	5,000	振込み手数料等
通信運搬費	5,000	運搬費・手紙、葉書、切手代
保 険 料	80,000	参加人数500名
使用料及び賃借料	0	会場使用料
× 会 議 費	10,000	打ち合わせ飲み物
× 食 糧 費	10,000	当日参加者飲み物
合 計	600,000	

① 会議費・食糧費等は、補助金の対象にはなりませんが、予算書・決算書には含めてください。

② 報償費、旅費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、手数料、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料以外の科目は、補助金の対象として認められませんので、ご注意ください。

③ 収入と支出合計が同額になるよう記載してください。

600,000円(支出額)
10,000円(会議費 対象外)
10,000円(食糧費 対象外)
580,000円(対象経費)

$580,000円 \times \frac{2}{3} = 386,666円$

上限 300,000円(申請額)

令和7年11月4日

第48回豊富地区体育レクリエーション大会決算書

豊富地区連合町会

会長 飯島 秀人

会計 中村恵一

玉井由孝

収入の部

項 目	金 額	摘 要
市補助金	179,400	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
負担金	95,230	豊富地区連合町会負担金
参加費	0	
寄付金	0	
合 計	274,630	

支出の部

項 目	金 額	摘 要
報 償 費	261,489	参加賞（景品）
旅 費	0	事業の下見（領収書のあるもの）
消耗品費	5,251	インク、用紙
備品購入費	0	3万円未満で事業に使用するもの
印刷製本費	610	チラシ・会議印刷代
手 数 料	1,760	振替預金払い込み手数料等
通信運搬費	0	運搬費・手紙・葉書・切手代
保 険 料	0	大会保険料※対象となる物・人数等具体的に記載して下さい
使用料及び賃借料	0	会場使用料
会 議 費	5,520	補助対象外
食 糧 費	0	補助対象外
合 計	274,630	

第49回豊富地区体育レクリエーション大会概要

令和8年5月19日

1. 目的

豊富地区の住民並びに町会・自治会相互の親睦交流及び連帯感を深めるために、地域のスポーツ及びレクリエーション活動の推進と体育の増進を図る

2 内容、

ウォークラリー（スタンプラリー）

3. 日時

※令和8年10月4日（日）小雨決行

中止の場合10月11日（日）に順延

4. 場所

豊富小学校・アンデルセン公園

5. 主催・共催・協力

主催：豊富地区連合町会

共催：北部公民館

協力：豊富小学校・アンデルセン公園

スポーツ推進委員・青少年相談委員

6. 対象

地域住民・（未就学児は保護者同伴）

7. 募集人数

・人数500名（一人参加可）

8. 申込方法

各町会（各戸）・小学校に案内書、申込書配布

北部公民館ボックス・ファックス・メールにて受付

8. 参加費 無料

9. 景品（抽選方式）

スタンプを確認して抽選

10. 前日まで準備

係	氏名	仕事内容
総務・文書	飯島会長・須田副会長	計画 参加者の一覧表作成
賞品	米井副会長	会計, 賞品, 参加賞
会計	中村・玉井会計	会計処理
記録・得点	須田副会長 事務局	スタンプラリー参加用紙 その他記録用紙の準備
用具	米井副会長・町会長 公民館	競技に必要な用具の確認 タープ1・マイク1・スピーカー1・長机1・椅子3・スタンプ4・インク4・拠点用 テーブル4・腕章12
その他	事務局	事務用品・参加者用お茶 ・紙コップ・抽選用ボックス・ラジカセ・ラジオ体操CD準備

11. 当日の役割と仕事の内容

係	氏名	仕事内容
大会会長	飯島会長	・大会の総括
大会副会長	須田副会長	・大会の総括補佐
大会進行	米井副会長	・大会の進行・係との連絡
競技委員長	須田副会長	競技総括
拠店の配置・	町会長（3人で1組）x 4組 アンデルセン公園に移動	アンデルセン公園内に4カ所 ・テーブル4・スタンプ4 ・インク4・腕章12（連合備品）
記録・抽選	中村・玉井会計	スタンプ確認後抽選
机, 椅子	各町会長	・長机1・椅子3（公民館より）
賞品	松丸・飯島（照）監査	賞品渡し
受付	須田 副会長・米井副会長・	豊富小学校グラウンド ・タープ設営 ・机, 椅子設置 ・放送設置（マイク・スピーカー）連合町会備品 延長コード1個（公民館）
駐車場係	町会長	豊富小学校グラウンド
倉庫のカギ	公民館	

12. 進行表

- 役 員・町会長 スポーツ推進・相談員
 - ・・・集合（８：００） 決定は８：００（会長）
- 会 場 準 備 ・・・８：４０受付設置
 - ９：００（１２人アンデルセン公園に移動して４拠点設置）
- 受 付 開 始 ・・・９：３０～
- 開 会 式 ・・・１０：００～ 進行役（須田副会長）
 - ①開会の言葉 （米井副会長）
 - ②主催者挨拶（飯島 会長）
 - ③来賓挨拶
 - ④簡単なルール説明（飯島会長）
- ラジオ体操
- アンデルセン公園東門に移動
- 入 場 開 始 ・・・１０：３０アンデルセン公園東門
- 施 錠（全員入場確認後）
- 開 錠 ・・・１２：００
- 豊富小学校に誘導→スタンプを確認→抽選→商品と参加賞受け取り→流れ解散
- 希望者に再入場券発行（無料）
- 終 了 ・・・１３：００
- 撤 収

各ポイントでの、運動種目は以下になります。

1

1. スクワット
10回

2

2. もも上げ
10回

3

3. エアー縄跳び
10回

4

4. 片足立ち
10秒

第1号様式

85.26

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和 8年 5月 26 日

船橋市長 あて

申請者 住 所 船橋市大穴南5-6-3
団体名 大穴地区町会自治会連合会
代表者 会長 渡 辺 賢 次

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 8 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象 事業	区 分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	第54回大穴地区レクリエーション連合運動会	
	実施年月日	令和8年11月 1日（日）雨天時は11月3日（祭）	
	実施場所	船橋市立大穴小学校	
	目的・内容	計画書のとおり。	
経費所要総額		1,000,000	
交付申請額		300,000円	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他（前回決算書）	

令和 8 年度船橋市地域スポーツ推進事業
(地域スポーツ奨励事業)
第 5 4 回大穴地区レクリエーション連合運動会

計画書

日 時	令和 8 年 1 1 月 1 日 (日) 午前 8 時 3 0 分～ 雨天の場合は 1 1 月 3 日 (祭・火)
場 所	船橋市立大穴小学校
主 催	大穴地区町会自治会連合会
共 催	大穴地区スポーツ推進委員会 大穴スポーツクラブ
主 管	第 5 4 回連合運動会実行委員会
主 旨	未就学児から高齢者までが参加する運動会を通して地域スポーツを推進し、地域住民の健康維持・増進目指し、住民及び自治会相互の親睦交流を図り明るく健康なまちづくりに寄与するものとする。
種 目	未就学児レース他 1 3 種目
参加対象	大穴地区在住者
参加人数	1,200 人
広報方法	ポスターの貼付、プログラム・チラシの全戸配布

令和8年度船橋市地域スポーツ推進事業
(地域スポーツ奨励事業)
第54回大穴地区レクリエーション連合運動会
大

予 算 書

令和 8年 5月26日
大穴地区町会自治会連合会
会長 渡 辺 賢 次
会計 今 井 武

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市補助金	300,000	船橋市スポーツ推進事業補助金
負担金	700,000	大穴地区町会自治会連合会負担金
合 計	1,000,000	

2. 支出の部

項 目	金 額	備 考
報償費	500,000	参加賞・景品
旅費	5,000	
消耗品費	60,000	インクナー・実施要項用紙・消耗文具
備品購入費	50,000	競技用器具等
印刷製本費	50,000	プログラム・実施要項等印刷代他
手数料	5,000	振込手数料等
通信運搬費	20,000	はがき・切手等
保険料	50,000	スポーツ傷害保険料
使用料及び賃借料	40,000	車両・放送設備借用料等
×会議費	20,000	実行委員会会議飲み物他
×食糧費	200,000	退会役員実行委員弁当・飲物
合 計	1,000,000	

$$\begin{array}{r}
 1,000,000\text{円(支出額)} \\
 20,000\text{円(会議費 対象外経費)} \\
 - 200,000\text{円(食糧費 対象外経費)} \\
 \hline
 780,000\text{円(対象経費)}
 \end{array}$$

$$780,000\text{円} \times \frac{2}{3} = 520,000\text{円}$$

$$\text{上限} = 300,000\text{円(申請額)}$$

令和7年度(第53回)運動会

決 算 書

収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市スポーツ推進事業補助金	300,000	
大穴地区連合会助成金	440,801	
合 計	740,801	

支出の部

項 目	金 額	備 考
報償費	418,002	参加賞及び賞品
消耗品費	50,722	事務用品・消耗品
印刷製本費	44,739	プログラム印刷・コピー代
手数料	3,000	デザイン手数料
通信運搬費	16,700	切手・運搬費
保険料	40,000	障害保険料
使用料及び賃借料	23,069	準備作業場・レンタル料
会議費	19,453	実行委員会議
食糧費	125,116	実行委員他食事代
合 計	740,801	

令和 7年12月 7日

上記のとおり相違ないことをご報告申し上げます。

大穴地区町会自治会連合会

会 長 渡 辺 賢 次

運動部長 松 川 由 範

会 計 今 井 武

精査の結果適正に処理されていること認めます。

監 査 藤 木 正 則

監 査 村 田 米 吉



第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年 5月 25日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市二子町525-1-204

団体名 本中山地区自治会町会連合会

代表者氏名 会長 桑野 直隆

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	第54回本中山地区健康フェスティバル	
	実施年月日	令和8年10月4日(日) (予備日10月18日(日))	
	実施場所	船橋市立 小栗原小学校 校庭	
	目的・内容	スポーツを通して、地域住民の健康増進と親睦を図る (内容は事業計画書参照)	
	参加予定人数	概ね 1200人	
経費所要総額		650,000円	
交付申請額		300,000円	
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 (前回決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

令和 8 年度（第 54 回）本中山地区健康フェスティバル

令和 8 年 5 月 25 日

本中山地区自治会町会連合会

会長 桑野 直隆

事業計画書

1. 目的 スポーツを通して、地域住民の交流を深め、健康で元気な自治会活動の一環として、住民の健康増進と親睦を図る。
2. 内容 一般的な運動会です。（第 53 回のプログラム添付）
3. 日時 令和 8 年 10 月 4 日（日） 午前 8 時 45 分 開会
※予備日＝10 月 18 日（日）
4. 会場 船橋市立小栗原小学校 校庭
5. 対象者 本中山地区自治会町会連合会の会員
（但し未加入者、他の団体でも連合会の承認があれば可）
6. 主催 本中山地区自治会町会連合会
7. 主幹 本中山地区自治会町会連合会実行委員会、参加自治会・町会
青少年相談員、スポーツ推進員、消防第 6 分団
8. 大会役員 大会会長・・・・・・連合会会長
大会副会長・・・・・・連合会常任理事（12 名）、事務局長
実行委員・・・・・・実行委員長（事務局補佐）
参加自治会・町会実行委員
スポーツ推進員、青少年相談員、消防団
9. 参加予定者 概ね 1, 2 0 0 人（15 自治町会）

以上

令和7年度 ☆第53回 本中山地区健康フェスティバル

プログラム

日時 令和7年10月5日 日曜日

参加者集合時間 AM 8時30分 開会式 8時45分

予備日 10月26日 日曜日

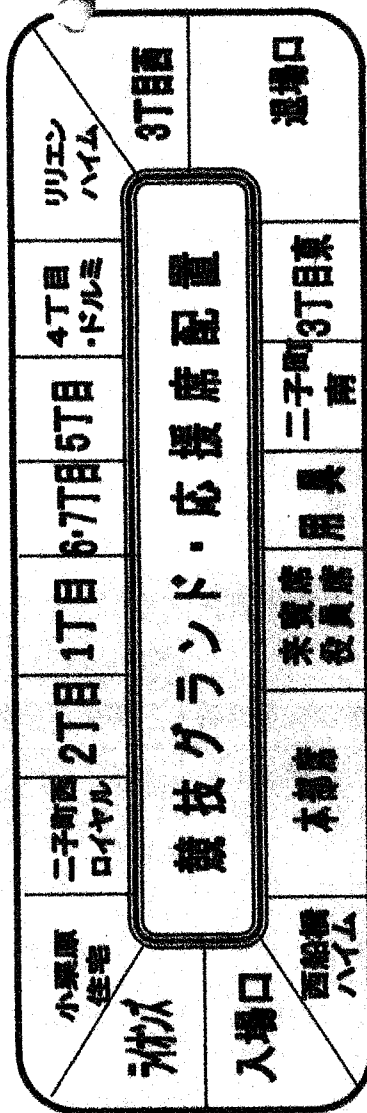
場所 小栗原小学校 校庭

主催 本中山地区自治会町会連合会

選手集合場所

大会役員

大会会長 桑野直隆 (連合会長)
大会副会長 連合会常任理事、事務局長 (15名)
大会実行委員 健康フェスティバル事務局
自治会・町会実行委員
スポーツ推進委員
青少年相談員
平田 正彦 (消防団第6分団)



- ◎開会式次第
1. 参加者整列
 2. 開会の言葉
 3. 国旗掲揚
 4. 大会会長挨拶
 5. 優勝杯返還
 6. 来賓祝辞
 7. 審判長注意
 8. 参加者代表宣誓
 9. 準備体操

No.	種目	参加者	人数	団体
1	小学生競争	男女第1・2年 3・4年5・6年	12	× 14
2	サッカーリレー	一般男女 5人(選)	8	× 14
3	幼児競争	幼稚園人数調整なし		
4	酒杯しーす・予選	小学生以上 10人	10	× 14
5	むかで競争・男子	中学生以上 5人	5	× 14
6	むかで競争・女子	中学生以上 5人	5	× 14
7	赤ちゃん ハイハイ競争	赤ちゃん人数調整なし		
8	ピンポンすくい競争	一般男女 12人	12	× 14
昼休み				
9	玉入れゲーム	小学生以上 14人	14	× 14
10	グランドゴルフ	一般男女 5人	5	× 14
11	ピンコロしーす	一般男女 10人	10	× 14
12	ジャンケン競争	一般男女 小学生以上 10人	10	× 14
13	酒杯しーす・決勝 (予選)に準ずる		10	× 14
14	宝探しゲーム	一般男女 小学生以上 35人	35	× 14

※項番が「白抜き」の競技が対抗しーすです。

☆閉会式次第

1. 参加者整列
2. 成績発表
3. 表彰
4. 国旗降納
5. 閉会の言葉

二
み
自治会
協賛
報に謝意

環境部

令和 8 年 5 月 25 日

令和 8 年度（第 54 回）本中山地区健康フェスティバル予算書

本中山地区自治会町会連合会

会長 桑野 直隆

健康フェスティバル事務局

1. 収入の部

単位：円

項 目	金 額	
船橋市スポーツ推進事業補助金	300,000	
各自治会・町会 参加費	300,000	
助成金	50,000	
合 計	650,000	

2. 支出の部

単位：円

項 目	金 額	備 考
報償費	420,000	参加賞景品（全競技種目対象）
印刷製本費	20,000	ポスター・プログラム印刷費
通信運搬費	5,000	参加賞買付け諸費
消耗品費	40,000	石灰・ブルーシート・消毒液・ゴミ袋 等
使用料・賃借料	20,000	景品等搬送に伴う車両借り上げ運搬諸経費
旅費	5,000	車両ガソリン代 等
× 食糧費	85,000	支援団体他昼食代＜補助金対象外＞
× 会議費	55,000	実行委員会議・作業部会諸費＜補助金対象外＞
合 計	650,000	

$$\begin{aligned}
 & 650,000 \text{ 円 (支出額)} \\
 & \quad 85,000 \text{ 円 (食糧費 対象外経費)} \\
 & - 55,000 \text{ 円 (会議費 対象外経費)} \\
 & \hline
 & 510,000 \text{ 円 (対象経費)} \\
 & 510,000 \text{ 円} \times \frac{2}{3} = 340,000 \text{ 円} \\
 & \text{上限} = 300,000 \text{ 円 (申請額)}
 \end{aligned}$$

令和7年度（第53回）本中山地区健康フェスティバル 収支決算書

実施日 2025年（令和7年）10月5日（日）

作成日：2025年（令和7年）10月20日
修正日：2026年（令和8年）1月20日
※QUOカード代(運営協力者活動費)を追加
本中山地区自治会町会連合会

収入の部

費目	品目	金額	備考
補助金	船橋市スポーツ推進事業補助金	300,000	
参加費	各自治会町会 参加費	315,480	世帯数×40円(ただし、合同チーム負担金調整)
助成金	本中山地区自治会町会連合会 助成金	50,000	
収入 総額		665,480	

支出の部

費目	品目	金額	備考
報償費	全競技用参加賞景品代	401,507	全競技種目対象の参加賞景品代
印刷製本費	ポスター／プログラム 等	16,590	運営に伴う印刷物制作費
通信運搬費		0	
消耗品費	石灰／ブルーシート／手指消毒液／ゴミ袋 等	30,742	運営に伴う消耗品 等
事務用品	賞状／コピー用紙／封筒 等	5,959	運営に伴う事務用品 等
使用料及び賃借料	宝さがし／全競技景品搬送(平山(信)氏／鈴木(保)氏／中里氏)	25,000	購入景品等搬送に伴う車両借り上げ運搬諸経費
食糧費	弁当代(54個)、お茶代(54本)	84,564	支援団体・求職・役員 屋食代 <補助金対象外>
会議費	会議開催に伴うお茶代、QUOカード代(運営協力者活動費)	91,844	実行委員会等 <補助金対象外>
その他	連合町会会計への戻入金	9,274	<補助金対象外>
支出 総額		665,480	<補助金対象額：479,798円>

上記の内容に相違ないことを証明します。

団体名 本中山地区自治会町会連合会
代表者 連合会長 桑野直隆



(第1号様式)

8.5.11

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年5月11日

船橋市長 松戸 徹 様

申請者 所在地 船橋市金杉7-22-7

団体名 高根・金杉地区自治会連合会

会長 早川 淑男

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱の規定により、次の通り申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭事業	
	名 称	高根・金杉地区秋まつり兼ミニ運動会	
	実施年月日	令和8年11月1日(日): 予備日3日(文化の日)	
	実施場所	御滝中学校グラウンド	
	目的・内容	地域における親睦とスポーツを通じ住民の健康増進 (内容は事業計画参照)	
	参加予定人数	1,000人	
経費所要総額		450,000円	
交付申請額		240,000円	
添 付 書 類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他(令和7年度決算書)	

消費税の適用に関する事項(該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助金対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助金対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(消費税が0円の場合も含む)

(2) (1) で「消費税を補助金対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他

**令和8年度高根・金杉地区秋まつり・ミニ運動会
事業計画書**

高根・金杉地区自治会連合会

1. 目 的

スポーツを通じて、町会・自治会及び会員相互の親睦を図り、もって高根・金杉地区の健全な発展と福祉の増進に資することを目的とする。

2. 主 催・共 催

高根・金杉地区自治会連合会（主催）

船橋市高根公民館（共催）、高根・金杉地区スポーツ推進委員（共催）

3. 対 象

高根・金杉地区 26 町会・自治会会員（5,700 世帯）及び近隣幼稚園・保育園、小・中学校児童・生徒。

4. 日時・会場

①日 時 令和8年11月1日（日）午前9時～午後1時 予備日3日（文化の日）

②会 場 御滝中学校 校庭

5. 参加予定人数 約 1,000 人

6. 実施内容

(1) 次第

① 開会式（会長挨拶、来賓挨拶、来賓紹介、準備体操）

② 競技内容（小・中学生徒競争、パンバレー、玉入れ、パン食いレース、幼児レース、実りの秋レース、バーゲンセールレース）

③ 太鼓演奏（高野太鼓、鼓杉会）、盆踊り

④ ソーラークッキング体験会（兼出前講座）

⑤ 地産野菜等販売

⑥ 閉会式・抽選会

(2) 役 員

実行委員（地区連役員、町会・自治会選出委員）、スポーツ推進委員
（会場準備・撤収、召集、賞品、用具、救急、防犯）

(3) 準 備

プログラム印刷・配付、賞品購入、競技関係用品、音響装置借用等

7. 事業経費 予算総額 450,000 円

内訳：地区連スポーツ部費 190,000 円、市補助金 260,000 円

8. 保 険 傷害保険加入

以上

令和8年5月 11 日

令和8年度高根・金杉地区秋まつり・ミニ運動会
収支予算書

高根・金杉地区自治会連合会
会 長 早 川 淑 男
会 計 別 府 映 子

1. 収入の部 (単位 円)

項 目	金 額	摘 要
船橋市スポーツ推進事業補助金	240,000	
自治会連合会負担金	180,000	
寄付金等	30,000	
合 計	450,000	

2. 支出の部 (単位 円)

項 目	対象金額	備 考
報償費	240,000	賞品、参加賞等 (抽選会景品商品券 26,000 円含む)
旅費	3,000	賞品購入等旅費
消耗品費	10,000	事務用品、石灰、雷管等
印刷製本費	17,000	プログラム用紙代、記録写真等
通信運搬費	5,000	案内状等通信費
保険料	15,000	傷害保険料 (参加者 600 名分)
使用料等 ^{及び} _{賃借料}	50,000	音響装置使用料、車輛等賃借料
ソーラータッカー等	30,000	ソーラーッキング体験会
出演者謝金	20,000	太鼓演奏
× 食糧費	60,000	弁当代、反省会経費等
合 計	450,000	

消耗品費
報償費

補助金収入 (A) 240,000 円
補助対象経費 (B) 364,000 円
補 助 率 (C) 2/3 の範囲内

450,000 円 (支出額)
60,000 円 (食糧費 対象外)
- 26,000 円 (報償費のうち商品券 対象外)

364,000 円 (対象経費)

$364,000 \text{ 円} \times \frac{2}{3} = 242,666 \text{ 円}$

申請額 = 240,000 円

令和7年11月21日

令和7年度高根・金杉地区秋まつり兼ミニ運動会

収 支 決 算 書

高根・金杉地区自治会連合会

会 長 早 川 淑 男

会 計 安 村 法 子

収入の部

項 目	金 額	適 用
船橋市スポーツ推進事業補助金	230,000	交付決定済み
地区連スポーツ部費	152,904	
寄付金	45,000	他地区連、参加団体等祝金
雑収入	2,259	景品返品返金代
合 計	430,163	

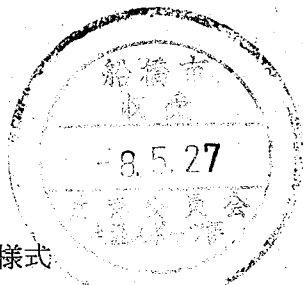
支出の部

項 目	金 額	適 用
報償費	188,255	賞品、参加賞
抽選会景品	26,000	商品券
旅費	5,000	賞品等購入時
消耗品費	31,382	石灰、レジ袋、ソーラークッキング
備品購入費	1,848	ショックレスハンマー
印刷製本費	3,000	記録写真、編集代
保険料	13,935	傷害保険（振込手数料含む）
事務・通信費	38,418	切手、封筒、プリンタインキ等
使用料	80,000	音響機器、用具搬送車両等
食糧費	42,325	朝食・昼食弁当代、反省会
合 計	430,163	

補助金収入 (A) 230,000 円

補助対象金額 (B) 387,838 円

補 助 率 (C) 2/3 の範囲内



第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年5月27日

船橋市長 あて

申請者 所在地 〒274-0064 船橋市松が丘2-34-9
団体名 松が丘地区町会自治会連合会
代表者氏名 会長 武田 久 志

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	8 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	第51回松が丘地区運動会	
	実施年月日	令和8年11月1日	
	実施場所	古和釜小学校 校庭	
	目的・内容	住民の健康増進と交流	
	参加予定人数	1,000名	
経費所要総額		700,000	円
交付申請額		300,000	円
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 (前年度決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

令和8年度（2026）

第51回

松が丘地区運動会

実施計画書

令和8年11月1日（日）

☆雨天の場合中止

選手入場：9時00分

開会式：9時20分

古和釜小学校校庭

大会テーマ

「元気なふるさと松が丘」

主催 松が丘地区町会自治会連合会

共催 松が丘地区スポーツ推進員・松が丘地区青少年相談員

後援 松が丘バス通り商店会・松が丘地区青少年育成市民の会

協力団体

松が丘地区民生児童委員協議会・松が丘地区社会福祉協議会

船橋市・船橋市教育委員会・松が丘公民館

古和釜小学校・古和釜中学校

古和釜小学校PTA・古和釜中学校PTA

千葉徳洲会病院・千葉県民球団

〈 前 日 (10/31(土)) 作 業 内 容 〉

(以下 敬称略 ☆作業責任者)

〈お手伝い割当〉

※ 各町会 100 世帯未満は2名、100 世帯以上は3名 内1名は女性
お手伝いの中から用具係 1 名を御願います。

11/1 終了後の後片付けまでご協力をお願いします。

◎10月31日(土) 13時 連合倉庫集合

- ・機材の搬出・景品の搬入(倉庫および八丁歩会館より)
- ・放送設備(旭硝子防災倉庫より)

◎トラックはレンタカー2台を借りる ☆武田 12:30 公民館

○会場設営について

【1】コース準備 9時00分～

担当：スポーツ推進委員・青少年相談委員&OB

【2】会場準備

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ①サッカーゴール移動 | ☆全 員 |
| ②本部設営 簡易テント3張り(連合倉庫) | ☆武田 |
| ・机：20脚 いす：42(小学校) | |
| ③万国旗張り(3本) | ☆ |
| ④校庭内遊具の安全対策 | ☆ |
| ⑤各種看板の設置(体育館女子トイレ) | ☆白井 |
| (体育館内女子トイレまで通路をブルーシート張る。コーンで区画) | |
| ⑥聖火台点検 | ☆武田 |
| ⑦国旗掲揚柱点検 | ☆武田 |
| ⑧競技用具の点検整理と確認 | ☆イベント部 |
| ⑨賞品の数量の点検整理と確認 | ☆女性部 |
| ⑩放送設備・テスト | ☆大塚 |
| ⑪各町会自治会テント位置地割ライン引き | ☆黒坂 |
| ⑫放送設備点検確認 | ☆大塚 |

【3】各町会自治会テント設営時間 ◎15:00以降より

※テント借用希望町会自治会は申し出願います。

〈 当 日 (11/1(日)) の 流 れ 〉

※前日にテント設営できない町会自治会は

7:00～8:00までをお願いします。

尚、車両は召集場所設置のため7:45には退去してください。

【1】 集合時間

役員および協力委員：8時00分 本部前

(各町会自治会のお手伝いも含む)

・用具係・景品係協力： (競技ごとに用具を準備する)

：社会福祉協議会より

・8:10 放送設備準備

・8:40 放送開始(入場案内)

【2】 開会式

入場門選手集合：8時50分

司会進行・・・・・・

選手入場開始：9時00分

入場順序・・・・・・別紙

国旗掲揚・・・・・・第49回優勝町会自治会 旭硝子自治会

聖火入場・点火・・・・第49回準優勝町会自治会 八丁歩町会

大会会長挨拶・・・・会長 武田 久志

来賓挨拶・・・・・・船橋市長

松戸 徹 様

船橋市教育長

松本 淳 様

船橋市自治会連合協議会会長

早川淑男 様

地元市議会議員代表

様

来賓紹介・・・・・・司会

優勝旗返還・・・・・・第50回優勝町会自治会

選手宣誓・・・・・・第50回優勝町会自治会

競技場の諸注意・・・・実行委員長

準備体操・・・・・・スポーツ推進委員

閉式の言葉・・・・・・司会

選手退場・・・・・・司会

【3】 競技開始時間 9:30

第一競技選手召集のアナウンス：開会式終了後

【4】第51回 松が丘地区運動会プログラム

No.	競技名称	参加対象		人数/1R	予定 R数	競技 場
①	でたとこ勝負	団体	一般男女各4+1名	9人×6チーム	2	F
2	未就学児 玉入れ	個人	未就学児親子	100×2チーム	1	F
3	シニア 玉入れ	個人	70歳以上	40人×2チーム	2	F
4	せんべい取り競走 (チョットと背伸びして)	個人	小学1～6	8人	8	T
			中学生・一般男女	8人	20	T
⑤	キャタピラーリレー	団体	男女9名	110人	1	F
6	対抗障害リレー予選	団体	男女各4名	8人×6チーム	2	T
昼 食						
7	ダッシュレース	個人	50m 小学生1～3年生	8人	5R	T
			100m 小学生4～6年生	8人	5R	
			150m 中学生以上一般男女	8人	20R	
⑧	町会対抗ナイスキャッチ	団体	一般男女各6名	12×4チーム	3	F
9	幼児お楽しみゲーム	個人	未就学児親子	10人	10	F
10	一発勝負ホルンソウ	個人	70歳以上	16人	12	F
11	町会対抗障害リレー決勝	団体	男女各4名	8人×6チーム	1	T
☆	順位決定戦	団体	男女各6名	ジャンケン		F
12	一等賞ゲーム	個人	フリー参加	20人	35	F

◎団体戦：①,⑤,⑧は町会自治会対抗レース

◎得点：1位50点, 2位40点, 3位30点, 4位・5位20点

◎順位決定：最終町会得点が同点の場合は、順位決定戦を行います。

◎町会対抗障害リレーについて

(片手にバトン、片手にお玉にゴルフボールをすくいリレー)

(お玉の持つ部分を限定する。ゴルフボールを押さえないようにする)

- ・団体戦には加点しない。

- ・出場選手は小学生以上の男女各4名

- ・チーム編成は町会自治会単独チームとする。

但し、単独でチーム編成ができない場合は合同チームも可とする。

- ・走者順は

①女性→②女性→③男性→④男性→⑤女性→⑥女性→⑦男性→⑧男性

- ・男女共はトラック半周

- ・出場チーム数により予選組み合わせを決定

- ・上位チーム(予選レース数による)が決勝レース進出

※No.2とNo.9は親子で参加してください。

【5】入場行進順序

町会自治会プラカードを先頭にトラック1周し本部前

先頭 連合会旗 実行委員長・・・

国旗 第50回優勝町会

優勝旗

第50回優勝町会

国旗掲揚 第50回優勝町会

聖火入場 第50回準優勝町会

【6】撤収作業 閉会式終了後全員で撤収作業を行います。

〈お手伝い割当〉

※ 各町会 100世帯未満は2名、100世帯以上は3名 内1名は女性

テントの解体・サッカーゴールの復元 全員

テント(2)・机(20)・椅子(42)の返却(小学校)

放送設備の返却 (A・B)

校庭内ラインの抹消 (A・B)

万国旗の回収 (A・B)

用具の回収 (A・B)

会場内清掃 全員

倉庫搬送 全員

倉庫収納 全員

【 注意事項 】

1. 火気使用する町会自治会は使用届および協力者名簿(別紙)を提出
2. 喫煙および飲酒はご遠慮ください(喫煙は学校を出て、喫煙所で)
3. 町会対抗レースは町会自治会単独チームもしくは混成チーム可
4. 終了後の各町会自治会のテント等の撤収は閉会式が終了後行う
5. 閉会式開始予定時間 15:00
6. お手伝いの方も連合倉庫へ搬入終了までお願いします

令和8年度 松が丘地区運動会予算書

【収入の部】

項 目	予 算 額	内 容
連合会負担金	350,000	
船橋市補助金	300,000	船橋市スポーツ推進事業補助金
寄付金	50,000	
合 計	700,000	

【支出の部】

項 目	予 算 額	内 容
報償費	450,000	参加者賞品代、協力者謝礼
消耗品費	20,000	競技用機材、印刷用紙他
印刷製本費	5,000	プログラム、運営資料印刷
使用料及び賃借料	70,000	電気・放送設備、レンタカー他
対象外×食糧費	155,000	関係者・従事者弁当代、飲物代
合 計	700,000	

700,000円(支出額)
 - 155,000円(補助対象外経費)
 545,000円(補助対象経費)

$545,000円 \times \frac{2}{3} = 363,333円$
 上限 = 300,000円
 (申請額)

松が丘地区町会自治会連合会

令和7年度 松が丘地区町会自治会連合会 運動会 決算書

令和7年11月2日実施

収入の部

単位：円

項 目	決算額	内 容
連合町会支出金	201,919	
船橋市補助金	232,000	船橋市スポーツ推進事業補助金
寄付金	38,000	協力団体他 6件
合 計	471,919	

支出の部

項 目	決算額	内 容
印刷費	4,800	プログラム・運営資料印刷
消耗品・備品購入費	12,990	競技用機材・印刷用紙他
使用料・賃借料	43,051	電気・放送設備費・レンタカー・車両借上げ
報償費	357,193	参加者景品代・運営協力者謝礼
食糧費	53,885	関係者・従事者お弁当・飲み物代
合 計	471,919	

令和7年11月20日

松が丘地区地区町会自治会連合会

会 長 武田 久志

副会長 白井 明

第1号様式

- 8.5. - 1

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年 5月1日

船橋市長 へ

申請者 所在地 船橋市馬込西2-15-23

団体名 法典地区自治会連合会

代表者氏名 会長 川崎 昇

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	8 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	第27回法典地域祭	
	実施年月日	令和8年11月8日(日)	
	実施場所	法典公園(グラスポ)	
	目的・内容	地域住民の親睦とスポーツ、文化の向上。 地域の公共施設、防犯、防災の関心向上	
	参加予定人数	3,000 名	
経費所要総額		500,000 円	
交付申請額		300,000 円	
添付書類		①. 事業計画書 ②. 収支予算書 ③. その他(前年度決算書)	

消費税の適用に関する事項(該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他()

第27回法典地域祭 事業計画書（企画書）

- <目 的> *地域祭を通じて地域住民の親睦を図り、明るく健康な住民の「交流」と継承されるべきイベントを目指す。
- <タイトル> *『第27回 法典地域祭』
- <テーマ> *緑豊かなまちに、お祭りとスポーツで楽しむ。
- <祭典内容> *誰でも参加できるスポーツと文化の祭典。
*家族揃って、スポーツでよい汗をかき 地元の文化を見て楽しむ。
*地域住民への公共施設、行政及び警察、消防団の活動の紹介
- <参加者数> *3,000名
- <期待効果> *幼児から高齢者までスポーツを通して楽しめる、スポーツの祭典。
*法典地区の緑豊かな自然環境の中で、人と人とのふれあいの場としたい。
*生涯スポーツへの関心と地元文化の向上
*周辺地域の公共施設・防犯・防災 への関心の向上
- <期 日> *令和8年11月8日（日） 9:30~15:00
（ 荒天の場合、中止です。）
- <会 場> *法典公園（グラスポ）全施設（除くテニスコート）
- <主 催> *法典地区自治会連合会
*法典地域祭実行委員会
- <主 管> *法典地区スポーツ推進委員会
- <協力団体> *文化委員会、環境委員会、広報委員会、防災委員会、女性委員会
青少年委員会（含むPTA）、福祉委員会（地区社会福祉協議会）
法老協、スポーツクラブ諸団体、消防団、青少年相談員、法子連
- <協 力> *法典公民館、丸山公民館、法典公園（グラスポ）

令和8年5月1日

令和8年法典地区地域祭予算書

法典地区自治会連合会

会長 川崎 昇

会計 竹内 正則

1.収入の部

(単位円)

項 目	金 額	備 考
市補助金	300,000	
自治会連合会地域祭分担金	100,000	
スポーツ推進委員会分担金	100,000	
合計	500,000	

2.支出の部

(単位円)

項 目	金 額	備 考
報償費	352,000	参加賞・景品・謝礼
旅費	0	
消耗品費	15,000	用紙・文具・紐類他
備品購入費	0	
印刷製本費	10,000	開催案内場内案内・ポスター・配布用パンフ
手数料	0	
通信運搬費	55,000	はがき・切手・他
保険料	15,000	傷害保険料
使用料及び賃借料	53,000	地域祭施設使用料、プロパン他
合計	500,000	

補助金収入(A)	300,000
補助対象経費合計(B)	500,000
差額	-200,000
補助率 (A)÷(B)	60.0%

$$500,000 \text{円 (補助対象経費)} \times \frac{2}{3} = 333,333 \text{円}$$

$$\text{上限} = 300,000 \text{円} \\ \text{(申請額)}$$

令和7年 11月 9日

令和7年法典地区地域祭決算書

法典地区自治会連合会

会長 川崎 昇

会計 唐澤 裕司

1.収入の部

(単位円)

項 目	金 額	備 考
市補助金	254,100	
自治会連合会地域祭分担金	278,506	
合計	532,606	

2.支出の部

(単位円)

項 目	金 額	備 考
報償費	324,507	参加賞・景品・謝礼
旅費	13,000	車代金
消耗品費	21,940	用紙・文具・紐類他
備品購入費	0	
印刷製本費	17,500	開催案内場内案内・ポスター・配布用パンフ
手数料	660	振込手数料
通信運搬費	3,630	はがき・切手・車両借用代
保険料	0	保険料
使用料及び賃借料	0	地域祭施設使用料、駐車場代金
会議費	0	補助金対象外：会議費用
食糧費	151,369	補助金対象外：協力団体の弁当代金
渉外費	0	補助金対象外：協力団体の報償費
合計	532,606	

補助金対象合計 381,237

補助金(2/3) 254,100

補助金予算 300,000



第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和8年 5月 29日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市西船2-27-23
団体名 塚田地区連合自治会
代表者氏名 会長 堀江 はつ

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	☒ 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	第63回塚田地区グラウンドゴルフ大会	
	実施年月日	令和8年10月24日 ※予備日令和8年10月31日	
	実施場所	行田中学校 校庭	
	目的・内容	地域住民の健康増進	
	参加予定人数	100名	
経費所要総額		105,000円	
交付申請額		63,300円	
添付書類		☒ 事業計画書 ☒ 収支予算書 3. その他 (前回決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

令和 8 年度 塚田地区

第 63 回グランドゴルフ大会 計画案

※作成：令和 8 年 5 月 24 日

日程： 令和 8 年 10 月 24 日（土）
※雨天延期：令和 8 年 10 月 31 日（土）

場所： 船橋市立行田中学校 グランド

日程詳細： 8:40 受付
9:00 開会式
会長挨拶、スポーツ推進委員紹介、競技ルール説明、注意事項
9:15 競技開始
11:45 閉会式
表彰式、閉会の言葉

競技概要： 10 ホール×3 コースを設置
町会・自治会チーム主体でチーム編成
各チームローテーション方式の打順にて競技

参加者募集： 各町会、自治会に郵送広報および地区連理事会での広報にて募集

雨天時対応： 小雨決行とする
荒天時は延期とし、延期の連絡は各応募代表者へ行う

以上

令和 8 年 5 月 31 日

令和 8 年度 塚田地区
第 63 回グランドゴルフ大会 収支予算書

塚田地区連合自治会
会長 堀江 はつ
会計 矢野 大

1. 収入の部

項目	金額	備考
船橋市推進事業補助金	63,300	
塚田地区連合自治会助成金	21,700	一部自治会負担より
参加費	20,000	200 円×100 名
	105,000	

2. 支出の部

項目	金額	備考
報償費	70,000	参加賞・景品
消耗品費	15,000	消毒用品・審判/受付用筆記具など
備品購入費	0	
印刷製本費	0	
通信運搬費	5,000	切手代
保険料	5,000	大会保険料 ※参加者 100 名＋スポ推 9 名
×食糧費	10,000	お茶代・お弁当代
	105,000	

105,000 円 (支出額)
- 10,000 円 (補助対象外経費)

95,000 円 (補助対象経費)
 $95,000 \text{ 円} \times \frac{2}{3} = 63,333 \text{ 円}$
百円未満切り捨て = 63,300 円 (申請額)

令和7年11月24日

令和7年度 塚田地区
第61回グランドゴルフ大会 収支決算書

塚田地区連合自治会
会長 堀江 はつ
会計 矢野 大

1. 収入の部

項目	金額	備考
船橋市推進事業補助金	41,600	
塚田地区連合自治会助成金	13,681	一部自治会負担より
参加費	11,000	200円×55名
	66,281	

2. 支出の部

項目	金額	備考
報償費	38,021	参加賞・景品
消耗品費	18,707	インク、コピー用紙等
備品購入費	0	
印刷製本費	2,715	印刷
通信運搬費		
保険料	3,038	大会保険料 ※参加者55名＋スポ推7名
食糧費	3,800	お茶代・お弁当代 ※補助金対象外
	66,281	

第1号様式



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和 8 年 5 月 29 日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市本中山 1-7-4

団体名 船橋市スポーツと健康を推進する会

代表者氏名 会長 村尾 節生

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 8 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	1. 地域スポーツ奨励事業 ② 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称	令和 8 年度ふなばし市民まつり ジョイ＆スポーツ	
	実施年月日	令和 8 年 9 月 26 日 (土)	
	実施場所	本町・宮本通り	
	目的・内容	目的：参加者に楽しみながら健康作りに繋げてもらう。 内容：軽スポーツ、遊び、体験の 3 つのコーナーを開設。	
	参加予定人数	5,000 人	
経費所要総額		4 9 9 , 0 0 0 円	
交付申請額		3 0 0 , 0 0 0 円	
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 (前年度決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が 0 円の場合も含む)。

(2) (1) で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える

☐ その他 ()

令和8年5月29日

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課御中

船橋市スポーツと健康を推進する会

会長 村尾 節 生

企 画 書

1. タイトル 「ジョイ&スポーツ」
2. 目 的 第59回ふなばし市民まつりの一環として、生涯スポーツの振興及び子供から高齢者、親子、誰でも参加できる「軽スポーツや遊び」の体験を通して楽しさを知り、親子の対話、参加者同士の交流を深める場とする。
3. 日 時 令和8年9月26日（土）午前10時30分～午後4時
4. 場 所 本町・宮本通り（大神宮下交差点～船橋駅南口入口交差点）
5. 参加予定人数 5,000人
6. 実施内容 (単位：人数)

種 目	摘 要	団体 スタッフ	スタッフ
遊びのコーナー			
1. ペンシルバルーン	スポ健		10
2. 輪投げ	スポ健		6
3. けん玉	スポ健		6
4. コリントゲーム	スポ健		10
5. 綿菓子	スポ健		6
軽スポーツコーナー			
1. バッゴー	スポ健		8
2. 達摩落とし	スポ健		6
体験コーナー			
1. 検討中	スポ健		10
本 部	統括・スタンプラリー景品交換		8
計			70

※人数は令和7年度✕αの人数

令和8年5月29日

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課御中

船橋市スポーツと健康を推進する会

会長 村尾 節 生

第59回ふなばし市民まつりジョイ&スポーツ

本町・宮本事業収支予算書

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市補助金	300,000	
参 加 費	100,000	ゲーム参加費（スタンプラリー、コリントゲーム）
物 品 販 売	99,000	綿菓子
合 計	499,000	

2. 支出の部

項 目	対 象 経 費	備 考
報 償 費	150,000	参加賞景品
使用料及び賃借料	136,000	テント(大1、小4) パネル2枚、机17、椅子37脚、 荷物運搬用レンタカー(2台)、綿あめ機、駐車場料金、他
旅 費	1,000	レンタカーガソリン代
保 険 料	5,000	食品出店保険料
消 耗 品 費	78,000	ペンシルバルーン、事務用品 他
印刷製本費	30,000	スタッフ配布資料、スタンプラリーカード、チラシ、実施報告書 等
通信運搬費	50,000	スタッフ案内資料郵送 等
食 糧 費	49,000	昼食補助（クオカード）、お茶 @700×70名
合 計	499,000	

補助
対象外 ×

499,000円 (支出額)
 - 49,000円 (補助対象外経費)

 450,000円 (補助対象経費)
 $450,000円 \times \frac{2}{3} = 300,000円$

令和7年10月15日

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課 御中

船橋市スポーツと健康を推進する会
会長 幸田 義郎

第58回 ふなばし市民まつりジョイ&スポーツ収支決算書

実施日:令和7年9月27日(土) 参加人数 8,224名

【収入の部】

(単位:円)

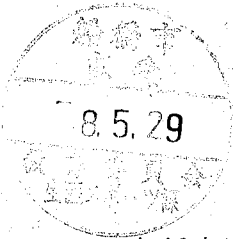
項 目	金 額	摘 要
船橋市補助金	163,800	
参 加 費	59,800	スタンプラリー: 100×598人
	39,800	コリントゲーム: 100×398人
物 品 販 売	46,400	綿菓子 : 200×232人
(小 計)	309,800	
スポ健負担金	0	不足金補填
合 計	309,800	

【支出の部】

(単位:円)

項 目	金 額	摘 要
報 償 費	103,846	参加賞景品
使用料及び 賃借料	29,023	荷物運搬用レンタカー代、駐車料金 等
旅 費	1,037	レンタカーガソリン代
保 険 料	5,000	食品出店保険料
消 耗 品 費	56,080	コピー用紙、封筒、ポロシャツ 等
印刷製本費	4,910	スタッフ配布資料、実施報告書 等
通信運搬費	45,860	スタッフ案内資料郵送 等
食 糧 費	36,142	昼食補助(クオカード)、お茶
(小 計)	281,898	
次年度繰越金	27,902	
合 計	309,800	

実施内容は別紙企画書の通りです。



第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和 8 年 5 月 29 日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市本中山 1-7-4

団体名 船橋市スポーツと健康を推進する会

代表者氏名 会長 村尾 節生

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	1. 地域スポーツ奨励事業 ② 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	2026 スポーツの祭典	
	実施年月日	令和8年10月12日（月祝）	
	実施場所	船橋市運動公園 陸上競技場	
	目的・内容	目的：健康づくりを考え、活気あふれる街づくりを目指す。 内容：ニュースポーツへの挑戦・昔遊びコーナーの体験。	
	参加予定人数	3,000人	
経費所要総額		280,000円	
交付申請額		158,600円	
添付書類		① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他（前年度決算書）	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

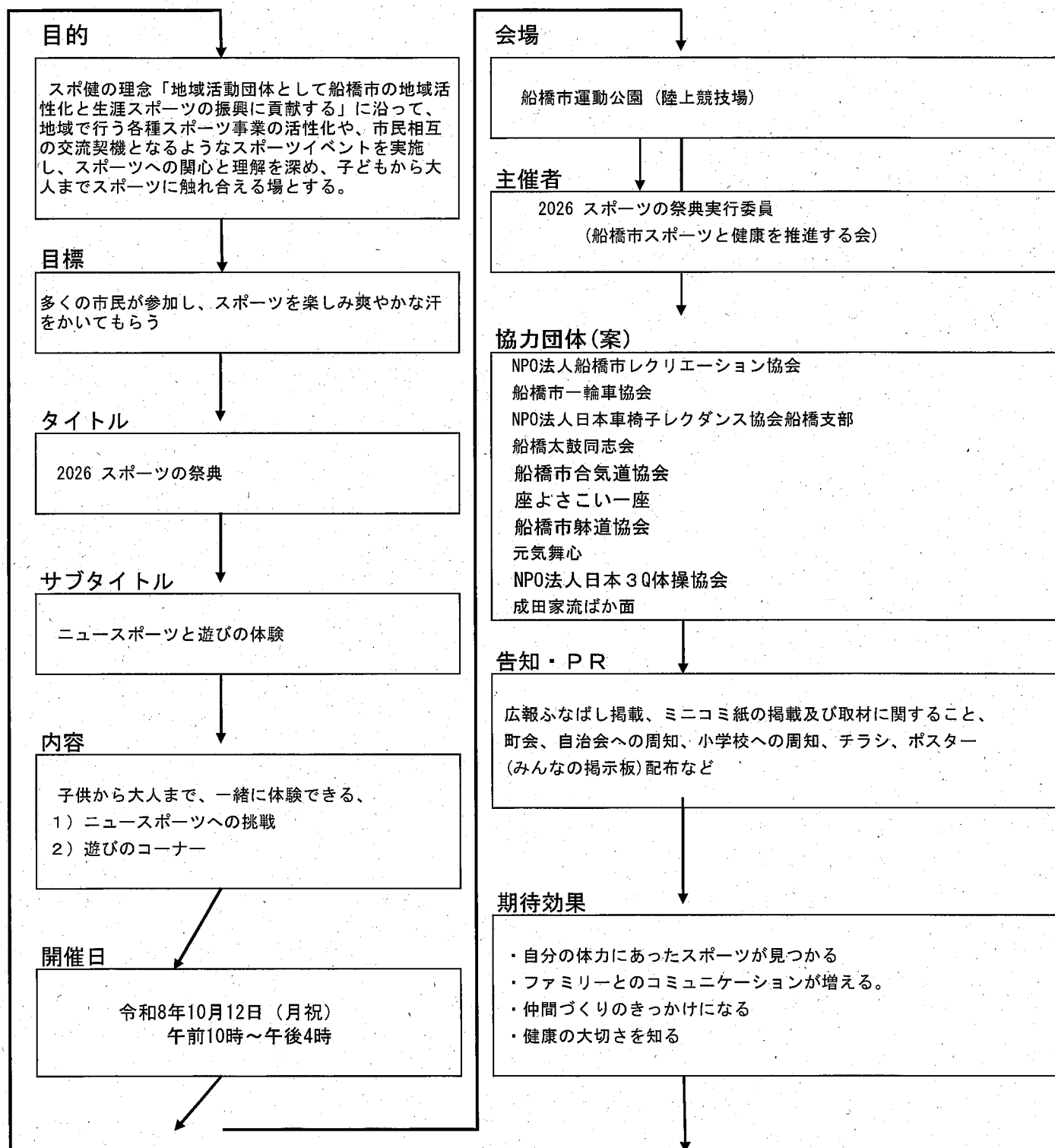
☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他（ ）

2026 スポーツの祭典企画書(基本プラン)

令和8年5月29日



令和8年5月29日

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課御中

船橋市スポーツと健康を推進する会
会長 村 尾 節 生

2026 スポーツの祭典事業収支予算書

1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市補助金	158,600	
負 担 金	21,400	船橋市スポーツと健康を推進する会
参 加 費	100,000	ゲーム参加費 (スタンプラリー、コリントゲーム)
合 計	280,000	

2. 支出の部

項 目	対 象 経 費	備 考
報 償 費	120,000	参加賞景品
使用料及び賃借料	5,000	施設・駐車場使用料、会議室使用料、
消 耗 品 費	23,000	事務用品 他
通信運搬費	40,000	スタッフ案内資料郵送 等
印刷製本費	30,000	スタンプラリー、チラシ等印刷
保 険 料	20,000	賠償責任保険+傷害保険料
食 糧 費	42,000	昼食補助 (クオカード)、お茶 @700×60名
合 計	280,000	

補助
対象外

実施内容は別紙企画書のとおりです。

280,000円 (支出額)
- 42,000円 (補助対象外経費)
238,000円 (補助対象経費)

$238,000円 \times \frac{2}{3} = 158,666円$
百円未満切り捨て = 158,600円

令和7年11月4日

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課 御中

船橋市スポーツと健康を推進する会

会長 幸田 義郎

2025スポーツの祭典 事業収支決算報告書

【収入の部】

(単位:円)

項 目	金 額	摘 要
船橋市補助金	1,000	
負担金	21,169	スポ健不足金補填
合 計	22,169	

【支出の部】

(単位:円)

項 目	金 額	摘 要
印刷製本費	150	コピー代
使用料及び賃借料	1,490	会議室使用料(打合せ)、駐車場料金
対象外× 食糧費	20,529	昼食代・飲料費
合 計	22,169	

実施内容は別紙報告書の通りです。

$$\begin{array}{r}
 22,169 \text{ 円 (支出額)} \\
 - 20,529 \text{ 円 (補助対象外経費)} \\
 \hline
 1,640 \text{ 円 (補助対象経費)}
 \end{array}$$

$$1,640 \text{ 円} \times \frac{2}{3} = 1,093 \text{ 円}$$

$$\text{百円未満切捨} = 1,000 \text{ 円}$$

別冊 2

令和8年度
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

補助金交付要綱

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツに関する事業をとおして、地域の交流を深めたり、コミュニティづくりに役立てたりすることを目的として行う事業に対し、船橋市地域スポーツ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号、以下「規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、該当補助金を交付することにより、市民に対しスポーツを体験できる場を増やすことを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受け取ることのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体として、船橋市教育委員会に登録した次の号に掲げる団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内町会、自治会が相互の連携を図るため、地域的に組織している団体
(地区自治会連絡協議会・地区町会連合会・地区連絡協議会・地区自治会町会連合会・地区連合町会・地区連合自治会・地区町会自治会連合会・地区自治連合会・地区自治会連合協議会・地区自治会連合会・町会自治会連合会・地区町会自治会連絡協議会・地区自治連絡協議会)
- (2) 船橋市スポーツと健康を推進する会

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が必要と認める事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

- 第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を聞くものとする。

(交付可否の決定等)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(変更等の承認申請)

- 第9条 前条の規定により交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

- 第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行なった時は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部、又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者

が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者が、前条第1項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けた場合であって、第12条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第16条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績

報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額
地区自治会連絡協議会等	ア)地域スポーツ奨励事業	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の2を乗じた額（100円未満があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内とし、1地区の補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。
船橋市スポーツと健康を推進する会	イ)地域スポーツ祭支援事業（ジョイ&スポーツ、スポーツの祭典）	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の2を乗じた額（100円未満があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内とし、ジョイ&スポーツの補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とし、スポーツの祭典の補助金の額が35万円を超えるときは、35万円とする。

備考

- 1 上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
- 2 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象 事業	区 分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称		
	実施年月日		
	実施場所		
	目的・内容		
	参加予定人数		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 ()	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☐ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

第2号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会ス指令第

号

年 月 日

申請者 所在地

団体名

代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業 の区分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
補助事業の名称			
経費所要総額のうち 補助対象となる経費	円		
交付決定額	円		
交 付 条 件	1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。		

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
（変更の場合） 補助事業等の内容	（変更前）		
	（変更後）		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第4号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称		
	施行場所		
	実施年月日		
	参加人数		
交付決定額		円	
既交付額		円	
補助対象経費精算額		円	
添付書類		1. 収支決算書 2. その他 ()	

第5号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり船橋市地域スポーツ推進事業補助金の額を確定しましたので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助率	%		
交付確定額	円		

第6号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、船橋市地域スポーツ推進事業補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
交付決定額	円		
既交付額	円		
未交付額	円		
今回請求額	円		
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第7号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市地域スポーツ推進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について☒

☐消費税の申告義務がない

☐簡易課税方式による申告を行っている

☐消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

別冊 3

令和8年度
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画
各施策対応事業管理表

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 各施策対応事業管理表まとめ 【令和7年度版】

令和8年3月31日時点

■毎年測定指標(生涯スポーツ課の所管する事業・施設)

基本施策	毎年測定指標	参考		第二次計画 計画期間				
		方向性	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	①市主催事業の参加者数(人)	↗	25,888	120,154	128,456	131,350	135,981	
2	②市体育施設の利用者数(人)	↗	1,638,962	2,215,559	2,555,532	2,426,135	2,397,672	
3	③スポーツ関係団体の団体数(団体)	↗	65	65	65	65	64	
	③スポーツ関係団体の会員数(人)	↗	36,441	36,546	34,528	36,678	35,144	
	④地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数(回)	↗	113	280	379	401	371	

考察

- ①について
令和6年度に比べ、順調に参加者等が増加したことから実績値が増加した。引き続き、事業の周知等を行い、参加者等の増加を図っていく。
より一層、スポーツ活動の推進や普及・啓発に注力し、参加者等の増加を図っていく。
- ②について
スポーツ施設の工事等により施設利用者が減少したが、代替施設を確保する等、少しでもスポーツができる機会の創出に努めた。
- ③について
スポーツ関係団体数が1団体減少したことや、会員数が大きく減少した団体があったことから実績値が減少した。
- ④について
当初の計画どおりに実施できなかった事業もあり実績値が減少した。

■毎年点検事業のまとめ

全89事業 ※再掲事業含む		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	毎年点検事業	34	36	36	36	
2	毎年点検事業のうち測定指標があるもの	29	29	29	29	
3	前年度に比べ、実績値が向上した	19	12	10	9	
	前年度に比べ、実績値が変化なし	6	13	6	8	
	前年度に比べ、実績値が低下した	4	4	13	12	

考察

スポーツ施設の工事等により、施設利用者の減少や事業の中止があったことから、各事業において実績値が低下したものが多かった。

■「毎年点検事業のうち測定指標があるもの」の目標達成状況

事業数： 29

目標の方向性	実績	事業数
↗(14事業)	↗	4 a
	→	1
	↘	9
→(15事業)	↗	5 b
	→	7 c
	↘	3
↘(0事業)	↗、→、↘	0

目標の方向性を達成した事業の割合： 55% ※ 目標達成事業数(a+b+c):16／点検対象事業数:29

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 各施策対応事業管理表 【令和7年度版】																														
■毎年測定指標（生涯スポーツ課の所管する事業・施設）															方向性															
基本 施策	1	①市主催事業の参加者数													／															
		②市体育施設の利用者数													／															
		③スポーツ関係団体の団体数・会員数													／															
		④地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数													／															
【する・みる・ささえる】 する：参加したり、利用することで実際にスポーツを行う事業 みる：単純に見たり、応援、観戦に関する事業 ささえる：関係団体への支援や人材の確保・育成に関する事業															「連携・協働」 地域住民や企業等と連携・協働している事業															
【事業区分】 事業の区分を「新規」「変更」「拡大」「継続」から選択 ・必要に応じて次の通り区分を更新してください。 【新規】令和7年度に開始または令和8年度以降に開始することを想定している場合 【変更】令和7年度から事業の実施方法等について変更を加えた場合（縮小や終了予定を含む） 【拡大】令和7年度から事業規模を拡大して実施した場合 【継続】令和6年度と変更なく事業を実施した場合															「概要」 「区分」で「変更」または「拡大」を選択した場合、変更点や拡大する内容を明確に記載															
「毎年点検事業」 ・毎年点検を行う事業 ■生涯スポーツ課所管事業で、総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている事業 ■施策を点検することにした事業															「毎年測定指標」 毎年測定指標に該当する場合①～④のいずれかを入力。 ①市主催事業の参加者数 ②市体育施設の利用者数 ③スポーツ関係団体の団体数・会員数 ④地域住民（行政以外の主体）との連携・協働により行った事業の実施回数															
「点検指標」 ・毎年数値で計測可能かつ、5月末頃までに提出可能なもの ・複数の指標も設定可能 ・総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている指標 ・必ずしも設定する必要はない。															「目標区分」 「評価指標」に対する目標の区分を【／】【→】から選択 令和7年度の「評価指標」の実績の方向性 【／】向上させる 【→】現状維持する															
「実績区分」：【／】【→】【←】から選択 令和7年度の実績値が前年度と比較して 【／】向上した 【→】変化なし 【←】低下した															「事業区分」：【新規】【変更】【拡大】【継続】から選択 【新規】令和8年度から開始する場合 【変更】令和8年度から事業の実施方法等について変更を加える場合 【拡大】令和8年度から事業規模を拡大して実施していく場合 【継続】令和7年度と変更なく事業を実施する場合															
															令和8年3月31日時点															
事業課へ毎年進捗調査項目																														
基本 施策	施策 番号	施策	取組 番号	取組名	事業名	実施 時期	する	みる	ささ える	連携 ・協働	所管課	事業 区分	概要	毎年 点検 事業	毎年 測定 指標	点検指標	目標 区分	該当事業のみ 昨年度までの調査結果				該当事業のみ毎年調査項目				特記事項等				
																		令和3年度 (参考数値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	実績値 令和7年度	実績 区分	所感	事業 区分		目標 区分	詳細		
1	1	広く市民を対象としたスポーツの推進	1	スポーツを始め るきっかけ づくり	1 スポーツの捉え方の意識改革		●	●	●		生涯スポーツ課	継続	スポーツは健康によく、生活に身近で、気軽に楽しめるものであるという意識の醸成が図られるよう、イベントやホームページ等で市民にPRを行います。																	
					2 誰もが参加しやすいスポーツ教室の推進		●	●		●	生涯スポーツ課	継続	多様な市民ニーズの把握に努め、市民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるよう誰もが参加しやすい教室となるよう、関係団体や指定管理者等と連携しながら開催します。	●	①		→	679	77,175	79,580	90,201	94,133	／	教室参加者は増加傾向であり、指定管理者の自主事業による教室が開催された。	継続	→	参加者を確保するため、引き続き教室の周知を行う。	総合計画・一番星・高齢者介護事業計画		
					3 市民体育大会開催への支援			●	●	●	●	生涯スポーツ課	継続	競技力の向上だけでなく、スポーツの持つ効用が発揮できるよう、幅広い層の市民が参加できるような大会運営について船橋市スポーツ協会を支援します。	●	①		／	24,931	41,311	46,723	41,056	39,661	＼	春季28競技、秋季31競技を開催できた。 開催する競技の減少や競技によっては参加者数の減少があった。	継続	／	市民のスポーツの機会を作るため、大会開催を継続していく。参加者を増やせるよう市民への周知を工夫していく。	総合計画・一番星	
					4 市民マラソン大会・駅伝大会の開催			●			●	生涯スポーツ課	継続	船橋市マラソン・駅伝実行委員会と連携し、広く市民にマラソン・駅伝競技を普及し、併せて体力の向上とスポーツの振興を図ることを目的とし、幅広い市民が参加できる大会の開催を推進します。	●	①		／	0	1,289	1,953	0	1,918	／	マラソン・駅伝ともに2年ぶりの開催となった。 駅伝については、これまでの2大会を統合し、新たに「船橋駅伝フェスティバル」を実施した。	継続	／	安全で継続的な大会を開催し、より市民が参加しやすい大会を目指していく。	総合計画・一番星	
					5 公民館等におけるスポーツ教室の開催		●					中央公民館	継続	公民館において、地域住民のニーズに応じたスポーツ教室など、健康に関する事業を推進します。																
					6 健康教育の充実			●				地域保健課	継続	各保健センターにおいて、市民の健康保持・増進や生活習慣病予防等のために、運動習慣づくり教室等、健康教育事業を推進・充実します。また、各保健センターと他の施設、他課と連携を図りながら、地域に向いて地域住民の健康づくりの支援・啓発をします。																
					7 公園を活用した健康づくり事業の推進		●				●	地域保健課	拡大	運動習慣が身につけられるよう、身近な公園を活用した健康づくりを検討し、推進していきます。																
					8 健康ポイント事業の推進			●				地域保健課	拡大	健康に関心のある人だけではなく、無関心な人や関心はあるが取り組むきっかけがない人も健康づくりが取り組めるように事業を推進していきます。令和7年度にシステム改修を行い、企業グループ登録機能を追加しました。																
	2	フロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信	2	フロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信	1 フロ・トップスポーツチームの魅力発信		●		●	●	生涯スポーツ課	継続	千葉ジェッツふなばしやクボタスピアーズ船橋・東京ベイの展示を行ったり、市広報紙では特集を組む等、船橋市を拠点としたチームの魅力を発信し、市民が一丸となって応援することで地域の繋がりを強くするとともに、市民のスポーツへの関心を高めます。																	
					2 フロ・トップスポーツアスリートによるスポーツ教室		●	●	●	●	生涯スポーツ課	継続	千葉ジェッツふなばしやクボタスピアーズ船橋・東京ベイ等による、スポーツ教室を開催し、トップレベルの選手から直接指導を受けることにより、子供たちに夢や希望を与え、スポーツへの関心を高めます。	●			→	2266	8727	6819	5509	5400	→	昨年と同様多くの応募の中から実施校を5校に調整し、実施することができた。	継続	→	フロスポーツチームによる活動は、スポーツを推進する上で有効な活動であることから継続する。	総合計画		
					3 フロ・企業スポーツ連携推進事業		●	●	●	●	政策企画課	新規	フロ・企業スポーツチーム及び関係機関と連携し、交流・関係人口の創出、地域・経済の活性化を推進するため、船橋市フロスポーツ等連携推進委員会を設立し、イベントやシティプロモーション等を行います。	●										多くの方が参加可能な地域イベントや人通りの多い場所へのチーム装飾などにより、チームの認知度、応援機運、愛着度等が高まるとともに、まちの賑わいの創出につながったと考えている。	拡大		令和7年度の事業を継続することを基本とするが、新規事業の実施や既存事業のブラッシュアップなどにより、事業規模の拡大を目指す。 また、商工振興課に所管課が移ったことに伴い、市内の経済関係団体等との連携強化を図る。	船橋市実施計画		
2	子供のスポーツ機会の充実と体力向上	1	幼児期からの運動習慣づくりの推進	1 親子や家族で参加できるスポーツイベントの推進		●	●		●	生涯スポーツ課	継続	親子や家族で参加できるスポーツイベントを船橋市スポーツ協会、船橋市スポーツ推進委員協議会、指定管理者等と連携を図りながら、参加枠の拡大を推進します。（Ex：市民マラソン大会等）	●										各団体と連携して多くの事業を実施することができた。	継続		スポーツイベントについて、関係団体と連携を図りながら検討する。				
				2 親子教室等の開催		●	●			地域子育て支援課	継続	児童ホームにおいて、親子ふれあい教室等成長過程に合わせた体力づくりなどの事業を推進します。																		
				3 プレーパーク			●			青少年課	継続	船橋市立大神保青少年キャンプ場を会場とした、自然遊び体験																		

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 各施策対応事業管理表 【令和7年度版】																													
■毎年測定指標（生涯スポーツ課の所管する事業・施設）														方向性															
基本 施策	1	①市主催事業の参加者数												／															
	2	②市体育施設の利用者数												／															
	3	③スポーツ関係団体の団体数・会員数												／															
	4	④地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数												／															
														【する・みる・ささえる】：参加したり、利用することで実際にスポーツを行う事業 みる：単純に見たり、応援、観戦に関する事業 ささえる：関係団体への支援や人材の確保・育成に関する事業															
														「連携・協働」 地域住民や企業等と連携・協働している事業															
														「事業区分」 事業の区分を「新規」「変更」「拡大」「継続」から選択 ・必要に応じて次の通り区分を更新してください。 【新規】令和7年度に開始または令和8年度以降に開始することを想定している場合 【変更】令和7年度から事業の実施方法等について変更を加えた場合（縮小や終了予定を含む） 【拡大】令和7年度から事業規模を拡大して実施した場合 【継続】令和6年度と変更なく事業を実施した場合															
														「概要」 「区分」で「変更」または「拡大」を選択した場合、変更点や拡大する内容を明確に記載															
														「毎年点検事業」 ・毎年点検を行う事業。 ■生涯スポーツ課所管事業で、総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている事業。 ■施策を点検することにした事業															
														「毎年測定指標」 毎年測定指標に該当する場合①～④のいずれかを入力。 ①市主催事業の参加者数 ②市体育施設の利用者数 ③スポーツ関係団体の団体数・会員数 ④地域住民（行政以外の主体）との連携・協働により行った事業の実施回数															
														「点検指標」 ・毎年数値で計測可能かつ、5月末頃までに提出可能なもの ・複数の指標も設定可能 ・総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている指標 ・必ずしも設定する必要はない。															
														「目標区分」 「評価指標」に対する目標の区分を【／】【→】から選択 令和7年度の「評価指標」の実績の方向性 【／】向上させる 【→】現状維持する															
														「実績区分」：【／】【→】【←】から選択 令和7年度の実績値が前年度と比較して 【／】向上した 【→】変化なし 【←】低下した															
														「事業区分」：【新規】【変更】【拡大】【継続】から選択 【新規】令和8年度から開始する場合 【変更】令和8年度から事業の実施方法等について変更を加える場合 【拡大】令和8年度から事業規模を拡大して実施していく場合 【継続】令和7年度と変更なく事業を実施する場合															
														「目標区分」：【／】【→】から選択 令和8年度の実績の方向性 【／】向上させる 【→】現状維持する															
														令和8年3月31日時点															
														事業課へ毎年進捗調査項目															
														該当事業のみ															
														該当事業のみ 昨年度までの調査結果															
														該当事業のみ毎年調査項目															
基本 施策	施策 番号	施策	取組 番号	取組名	事業名	再掲 あり	する	みる	ささ える	連携 ・協働	所管課	事業 区分	概要	毎年 点検 事業	毎年 測定 指標	点検指標	目標 区分	令和3年度 (参考数値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	実績 区分	実績	所感	事業 区分	目標 区分	詳細	特記事項等
	2	子供が生涯にわたってスポーツを継続できる資質や能力の向上		1	小中学校における個に応じた指導の充実		●		●		保健体育課	継続	積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、豊かなスポーツライフの基礎を培えるよう、個に応じた指導の充実を図ります。	●										運動そのものの楽しさに触れる授業づくりを教員に指導してきた結果、豊かなスポーツライフの実現に目を向けた授業が浸透してきた。	継続		体育主任研修会、学校訪問及び要請訪問にて、体育科の授業づくりについて教員へ指導していく。	船橋の教育2020	
				2	教育活動をととした体力向上の推進				●		保健体育課	継続	体力向上や健康・安全に関する指導については、学校全体としての指導体制を確立し組織的な活動を推進します。																
				3	体力向上推進委員会の充実		●		●		保健体育課	継続	各学校で設置している体力向上推進委員会を中心に、教育活動全体を通じて意図的・計画的に児童生徒の体力の向上を図ります。																船橋の教育2020
				4	研修の充実と指導者の資質の向上				●		保健体育課	継続	「生きる力」をはぐくむための教育計画を作成し、教材研究や実技研修、授業研究等の校内研修を充実させるとともに、校内研修にも積極的に参加し、指導力を高めます。																
				5	学校体育施設・用具の安全管理の徹底				●		保健体育課	継続	年1回、体育主任に対し、安全管理について研修を行うとともに、各学校を巡回し、施設、遊具の点検を実施し、必要に応じ修理を行います。																
				6	安全点検の徹底				●		保健体育課	継続	年1回、安全主任に対し、安全点検の研修を行うとともに、月1回の安全点検を実施し、施設、用具等の安全の確認の徹底を図っています。																
				7	学校における健康相談				●		保健体育課	継続	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員による児童生徒の健康相談活動の充実を図ります。																
	3	地域における子供のスポーツ環境の充実		1	総合型地域スポーツクラブの支援・育成	●	●		●	●	生涯スポーツ課	継続	町会・自治会、各地区スポーツ推進委員へのPRや市のホームページで活動を紹介する等、子供から大人まで、それぞれのレベルに応じて参加することができる総合型地域スポーツクラブの必要性を啓発し、クラブの設立・運営等について支援します。	●	③		／	4 1,939	4 1,762	4 1,714	4 1,652	4 1,448		会員数は若干減少したが、地域住民が自主的に運営し、誰でも身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブとして定着している。	継続	／	開設・運営相談や設立3年に満たないクラブに船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金を交付するなどの支援を継続する。	総合計画・船橋の教育2020・一番星	
				2	教育活動指導者の派遣				●		保健体育課	継続	専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小・中学校に対して指導者を派遣し、運動部活動の充実を図ります。																船橋の教育2020
				3	運動部活動と生涯スポーツ活動との連携				●	●	保健体育課	継続	学校の運動部活動とスポーツ関係団体との連携を図り、支援していく体制を進めていきます。																
				4	市立船橋高等学校との連携	●			●	●	保健体育課	継続	市立船橋高等学校と連携し、小中学生対象の実技講習会や合同練習等を実施し、併せて指導者対象の研修会等を計画、実施し、運動部活動の充実を図ります。																
1	3	働き盛り世代・子育て世代や女性のスポーツ参加の促進	1	日常生活において気軽にに取り組めるスポーツの普及啓発	1	成人健康相談の充実	●		●		地域保健課	継続	地域において公民館・町会・自治会等との連携を図りながら、生活習慣病予防や健康づくり全般に関する相談事業を推進します。																
				2	誰もが参加しやすいスポーツ教室の推進（再掲）	●	●		●		生涯スポーツ課	継続	多様な市民ニーズの把握に努め、市民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるよう誰もが参加しやすい教室となるよう、関係団体や指定管理者等と連携しながら開催します。	●	①		→	679	77,175	79,580	90,201	94,133	／	教室参加者は増加傾向であり、指定管理者の自主事業による教室が開催された。	継続	→	参加者を確保するため、引き続き教室の周知を行う。	総合計画・一番星・高齢者介護事業計画	
			2	子育て世代や女性の運動習慣の形成	1	親子や家族で参加できるスポーツイベントの推進（再掲）	●	●		●	生涯スポーツ課	継続	親子や家族で参加できるスポーツイベントを船橋市スポーツ協会、船橋市スポーツ推進委員協議会、指定管理者等と連携を図りながら、参加枠拡大を推進します。（Ex：市民マラソン大会、地区スポーツ振興事業、スポーツ教室等）	●									／	各団体と連携して多くの事業を実施することができた。	継続		スポーツイベントについて、関係団体と連携を図りながら検討する。		
					2	女性が参加しやすい教室等の開催		●			生涯スポーツ課	継続	女性が参加しやすい種目の教室の開催や、市民マラソン大会などに女性部門を設けるなど、女性のスポーツ参加を促進します。																
					3	親子教室等の開催（再掲）	●	●			地域子育て支援課	継続	児童ホームにおいて、親子ふれあい教室等成長過程に合わせた体力づくりなどの事業を推進します。																
					4	親子デイキャンプ		●			青少年課	継続	船橋市立大神保青少年キャンプ場を会場とし、デイキャンプをととして親子で自然を満喫できる機会を提供します。																
					5	ひとり親家庭向けデイキャンプ		●			こども家庭支援課	継続	自然体験や集団遊び等の活動機会や同じ境遇の人たちとの交流の場の提供を目的として、ひとり親家庭を対象としたキャンプ事業を実施します。																
			4	高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり	1	高齢者が参加できるスポーツイベントの推進	●		●		生涯スポーツ課	継続	スポーツイベントの参加枠について、高齢者を含め市民のだれもが参加できるよう船橋市スポーツ協会、船橋市スポーツ推進委員協議会、指定管理者等と連携を図りながら、参加枠拡大を推進します。（Ex：市民体育大会、市民マラソン大会、地区スポーツ振興事業、スポーツ教室等）	●								／	各団体と連携して多くの事業を実施することができた。	継続		スポーツイベントについて、関係団体と連携を図りながら検討する。			
					2	高齢者団体のスポーツ・レクリエーション活動の支援			●	●	高齢者福祉課	継続	各高齢者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動に対して支援します。																
			2	高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	1	高齢者が参加するスポーツ・レクリエーション大会への支援	●	●			高齢者福祉課	継続	高齢者が参加できるスポーツ・レクリエーション大会の開催を促進・支援し、高齢者の生きがいと健康づくり、地域づくりを推進します。																

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 各施策対応事業管理表【令和7年度版】

■毎年測定指標（生涯スポーツ課の所管する事業・施設）

	方向性
1 ①市主催事業の参加者数	↗
2 ②市体育施設の利用者数	↗
3 ③スポーツ関係団体の団体数・会員数	↗
④地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数	↗

【する・みる・ささえる】
する：参加したり、利用することで実際にスポーツを行う事業
みる：単純に見たり、応援、観戦に関する事業
ささえる：関係団体への支援や人材の確保・育成に関する事業

「連携・協働」
地域住民や企業等と連携・協働している事業

「事業区分」
事業の区分を「新規」「変更」「拡大」「継続」から選択

・必要に応じて次の通り区分を更新してください。
【新規】令和7年度に開始または令和8年度以降に開始することを想定している場合
【変更】令和7年度から事業の実施方法等について変更を加えた場合（縮小や終了予定を含む）
【拡大】令和7年度から事業規模を拡大して実施した場合
【継続】令和6年度と変更なく事業を実施した場合

「概要」
「区分」で「変更」または「拡大」を選択した場合、変更点や拡大する内容を明確に記載

「毎年点検事業」
・毎年点検を行う事業。
■生涯スポーツ課所管事業で、総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている事業。
■施策を点検することにした事業

「毎年測定指標」
毎年測定指標に該当する場合①～④のいずれかを入力。
①市主催事業の参加者数
②市体育施設の利用者数
③スポーツ関係団体の団体数・会員数
④地域住民（行政以外の主体）との連携・協働により行った事業の実施回数

「点検指標」
・毎年数値で計測可能かつ、5月末頃までに提出可能なもの
・複数の指標も設定可能
・総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている指標
・必ずしも設定する必要はない。

「目標区分」
「評価指標」に対する目標の区分を【↗】【↘】【→】から選択

令和7年度の「評価指標」の実績の方向性【↗】向上させる【→】現状維持する

「実績区分」：【↗】【↘】【→】【↖】から選択
令和7年度の実績値が前年度と比較して
【↗】向上した
【↘】変化なし
【→】低下した

「事業区分」：【新規】【変更】【拡大】【継続】から選択

【新規】令和8年度から開始する場合
【変更】令和8年度から事業の実施方法等について変更を加える場合
【拡大】令和8年度から事業規模を拡大して実施していく場合
【継続】令和7年度と変更なく事業を実施する場合

「目標区分」：
【↗】【↘】【→】から選択
令和8年度の実績の方向性
【↗】向上させる
【→】現状維持する

令和8年3月31日時点

基本 施策	施策 番号	施策	取組 番号	取組名	事業課へ毎年進捗調査項目					事業 区分	該当事業のみ		該当事業のみ 昨年度までの調査結果				該当事業のみ毎年調査項目							特記事項等				
					事業名	再掲あり	する	みる	ささえる	連携・協働	所管課	概要	毎年 点検 事業	毎年 測定 指標	点検指標	目標 区分	実績値				実績値	実績 区分	実績	所感	事業 区分	目標 区分	令和8年度方向性 詳細	
																	令和3年度 （参考数値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
					2 ふなばしシルバリーハビリ体操の推進		●		●	●	健康づくり課	健康寿命を延伸することを目的とした体操を、市内26公民館等で実施します。また、ボランティアで活動する体操指導士を養成し、身近な地域で体操教室を開催し、地域住民にふなばしシルバリーハビリ体操を教えることを通じて、地域の健康づくりを促進する活動を推進します。																

- 4 -

[illegible]

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 各施策対応事業管理表 【令和7年度版】																			
■毎年測定指標（生涯スポーツ課の所管する事業・施設）															方向性				
基本 施策	1	①市主催事業の参加者数													／				
	2	②市体育施設の利用者数													／				
	3	③スポーツ関係団体の団体数・会員数													／				
	4	④地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数													／				
【「する・みる・さえる」】 【「する・みる・さ																			

令和8年3月31日時点

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 各施策対応事業管理表 【令和7年度版】		
基本 施策	■毎年測定指標（生涯スポーツ課の所管する事業・施設）	
	1	①市主催事業の参加者数
	2	②市体育施設の利用者数
	3	③スポーツ関係団体の団体数・会員数
	4	④地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数

【する・みる・ささえる】
する：参加したり、利用することで実際にスポーツを行う事業
みる：単純に見たり、応援、観戦に関する事業
ささえる：関係団体への支援や人材の確保・育成に関する事業

「連携・協働」
地域住民や企業等と連携・協働している事業

「事業区分」
事業の区分を「新規」「変更」「拡大」「継続」から選択

・必要に応じて次の通り区分を更新してください。
【新規】令和7年度に開始または令和8年度以降に開始することを想定している場合
【変更】令和7年度から事業の実施方法等について変更を加えた場合（縮小や終了予定を含む）
【拡大】令和7年度から事業規模を拡大して実施した場合
【継続】令和6年度と変更なく事業を実施した場合

「概要」
「区分」で「変更」または「拡大」を選択した場合、変更点や拡大する内容を明確に記載

「毎年点検事業」
・毎年点検を行う事業。
■生涯スポーツ課所管事業で、総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている事業。
■施策を点検することにした事業

「毎年測定指標」
毎年測定指標に該当する場合①～④のいずれかを入力。
①市主催事業の参加者数
②市体育施設の利用者数
③スポーツ関係団体の団体数・会員数
④地域住民（行政以外の主体）との連携・協働により行った事業の実施回数

「点検指標」
・毎年数値で計測可能かつ、5月末頃までに提出可能なもの
・複数の指標も設定可能
・総合計画、船橋の教育2020、一番星プランに位置付けている指標
・必ずしも設定する必要はない。

「目標区分」
「評価指標」に対する目標の区分を【ノ】【→】から選択

令和7年度の「評価指標」の実績の方向性【ノ】向上させる【→】現状維持する

「実績区分」：【ノ】
【→】
【ノ】から選択
令和7年度の実績値が前年度と比較して
【ノ】向上した
【→】変化なし
【ノ】低下した

「事業区分」：【新規】
【変更】
【拡大】
【継続】から選択

【新規】令和8年度から開始する場合
【変更】令和8年度から事業の実施方法等について変更を加える場合
【拡大】令和8年度から事業規模を拡大して実施していく場合
【継続】令和7年度と変更なく事業を実施する場合

「目標区分」：
【ノ】
【→】から選択
令和8年度の実績の方向性
【ノ】向上させる
【→】現状維持する

令和8年3月31日時点

				事業課へ毎年進捗調査項目										該当事業のみ		該当事業のみ 昨年度までの調査結果				該当事業のみ毎年調査項目											
基本 情報	施策 番号	施策	取組 番号	取組名	事業名	再掲あり	する	みる	ささえる	連携・協働	所管課	事業 区分	概要	毎年 測定 指標	毎年 点検 指標	目標 区分	令和3年度 (参考数値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	実績 区分	実績	所感	事業 区分	目標 区分	詳細	特記事項等			
3	地域住民の連携によるスポーツの推進		1	家庭・地域におけるスポーツ活動の促進	1	地域スポーツ振興事業への支援						生涯スポーツ課	継続	船橋市スポーツ推進委員協議会が市の南部・西部・中部・東部・北部の5ブロックで行う行事及び市の24地区で行う、住民に対し、スポーツに関する指導・助言等の事業を支援します。	●	④ 実施回数 参加者数		90 5,861	240 22,345	322 35,153	337 28,670	313 25,879	↘	地区事業の実施回数・参加者数とともに減少した。また、計画通りにできなかった地区が見受けられた。	継続	↗	前年度と同水準以上に実施できる見込みである。	総合計画・教育2020（健康ウォーキング）・一番星・青少年関係事業実績			
					2	総合型地域スポーツクラブの支援・育成（再掲）	●	●		●	●	生涯スポーツ課	継続	町会・自治会、各地区スポーツ推進委員へのPRや市のホームページで活動を紹介する等、子供から大人まで、それぞれのレベルに応じて参加することができる総合型地域スポーツクラブの必要性を啓発し、クラブの設立・運営等について支援します。	●	③ 団体数 会員数 (1-2-3-1再掲)		4 1,939	4 1,762	4 1,714	4 1,652	4 1,448	↘	会員数は若干減少したが、地域住民が自主的に運営し、誰でも身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブとして定着している。	継続	↗	開設・運営相談や設立3年に満たないクラブに船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金を交付するなどの支援を継続する。	総合計画・船橋の教育2020・一番星			
			2	地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働	1	地域スポーツ祭事業への支援					●	●	●	生涯スポーツ課	継続	船橋市スポーツと健康を推進する会等が企画・運営している「スポーツの祭典」、「ジョイ&スポーツ」などの全庁的なイベントを支援します。	●	④ 実施回数 参加者数		0 0	0 0	2 7,183	1 5,938	2 10,170	↗	主催者の活動状況などから、令和6年度は実施できなかった「スポーツの祭典」を実施することができたため、参加者数が増加した。	継続	↗	主催者から申請があった場合について、地域スポーツ推進事業補助金を交付するなどの支援を継続する。 また、相談があった際は、実現に向けて協議する。	総合計画・教育2020・一番星	
					2	地域スポーツ奨励事業への支援					●		●	●	生涯スポーツ課	継続	地区による人口格差や少子高齢化、活動場所の確保などの課題をふまえ、地域住民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、24地区で行われる各地区のスポーツイベントを支援します。	●	④ 実施回数 参加者数		1 217	5 3,167	14 7,690	14 10,277	12 6,721	↘	多くの地区事業を実施することができたが、雨天中止となった事業があったため、実施回数・参加者数ともに減少した。	継続	↗	各地区において、令和5年度以降、コロナ禍以前の規模で地区事業が実施できているため、前年度と同水準以上に実施できる見込みである。	総合計画・一番星
				地域の大学等との連携			●		●	●	生涯スポーツ課	継続	大学や市立船橋高等学校等の高等学校も含め、スポーツ施設の開放の場づくりだけではなく、指導者の協力を得る等の人材確保に繋がるよう、事業を検討します。																		
				共催・後援等による支援			●		●	●	生涯スポーツ課	継続	地域団体や民間事業者が主催するスポーツ関連行事に対し、主催者から申請があった場合について共催・後援・協賛等により行事を支援します。	●	④ 実施回数 参加者数		22 11,042	35 25,569	41 33,129	49 49,608	44 45,716	↘	令和6年度より実施回数・参加者数ともに減少した。	継続	→	主催者から申請があった場合について、共催・後援・協賛等により行事の支援を継続していく。 また、相談があった際は、実現に向けて協議する。	総合計画・一番星				
			4	船橋市特有のスポーツ文化の醸成	1	大規模大会の開催支援・協力	1	大規模大会等の開催支援		●	●	●	●	生涯スポーツ課	継続	各種大規模大会の他、震災復興やオリンピック・パラリンピック等の推進に繋がる大規模事業に対しても協力します。															
						2	国・県等の実施する大会への協力		●	●	●	●	生涯スポーツ課	継続	国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会等の開催の協力及び人材派遣を行います。																
			2	トップアスリートの育成とアスリートとの好循環に向けた取り組み	1	総合的なスポーツ資料の展示				●		●		生涯スポーツ課	継続	総合的なスポーツ資料の展示室を整備することで、市民や全国各地から集う利用者に対して本市のスポーツに関する情報を積極的にPRし、認知度の向上を図り、「市にゆかりのあるスポーツ選手」の情報の掘り起しを行います。															
					2	フロ・トップスポーツアスリートによるスポーツ教室（再掲）	●	●	●		●	生涯スポーツ課	継続	千葉ジェッツふなばしやクボタスピアーズ船橋・東京ベイ等による、スポーツ教室を開催し、トップレベルの選手から直接指導を受けることにより、子供たちに夢や希望を与え、スポーツへの関心を高めます。	●	実施回数 参加者数 (1-1-2-2再掲)		2 266	8 727	6 819	5 509	5 400	→	昨年と同様多くの応募の中から実施校を5校に調整し、実施することができた。	継続	→	プロスポーツチームによる活動は、スポーツを推進する上で有効な活動であることから継続する。	総合計画			
	3	県民体育大会への支援				●			●	生涯スポーツ課	継続	県民大会については、船橋市スポーツ協会に加盟している団体の協力を得て、市内より優秀な選手を育て活躍の場を与えとともに、大会参加への支援をします。																			
	3	スポーツによる国際交流	1	外国人が参加できるスポーツイベントの推進		●			●		生涯スポーツ課	継続	スポーツ関係団体と連携し、外国人を含めた市民の誰もが参加できるスポーツイベントを推進します。																		
			2	市民レベルでの交流活動との連携				●	●	生涯スポーツ課	継続	スポーツ・レクリエーション活動や地域行事に、外国人住民が気軽に参加できるよう、関係団体に情報提供します。																			

別冊 4

令和8年度
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

第三次船橋市生涯スポーツ推進計画

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和８年度 第２回 船橋市スポーツ推進審議会
【別冊４】船橋市スポーツ活動に関するアンケート
報告書（概要版）

目 次

船橋市スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）	・・・ 3
----------------------------	-------

船橋市スポーツ活動に関する アンケート報告書（概要版）

船橋市教育委員会

船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

アンケートの概要及び本資料についての説明

1. 調査の目的

市民のスポーツ活動の現状を把握することで、第三次船橋市生涯スポーツ推進計画（計画期間：令和9（2027）年度から令和13（2031）年度まで）策定のための基礎資料とするため。

令和7年度に①一般②障害者③団体会員・施設利用者 の3種類に分けてアンケートを実施した。※①②は業務委託

2. アンケートの対象者

①一般

対象：住民基本台帳より無作為に抽出した18歳以上の市民1,500人

②障害者

対象：障害福祉課所管の台帳より無作為に抽出した
18歳以上の障害者手帳の保持者300人

③団体会員・施設利用者

対象：ア.スポーツ関係団体（社会教育関係団体、総合型地域スポーツクラブ）の会員、障害福祉団体の会員
イ.スポーツ施設利用者

3. アンケートの方法

①、② 自記式調査票による郵送配付、郵送回収及びインターネット調査の併用

③ア. 団体あてにアンケートを送付し周知依頼

イ. スポーツ施設（船橋アリーナ・運動公園）に
アンケート用紙を配架

4. アンケートの回収結果

①回収票数660件（回収率44.0%）

②回収票数129件（回収率43.0%）

③回収票数303件（不特定多数に調査）

5. アンケートの集計結果を見る上での注意事項

- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。

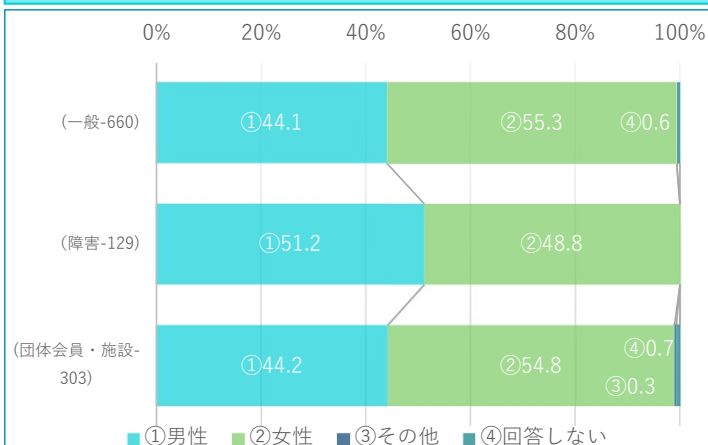
6. 概要版（本資料）について

一般、障害の方へのアンケートでは51の設問、団体会員・施設利用者のアンケートでは23の設問があり、全て提示すると膨大なデータとなるため、要点を絞り3つのアンケートを一つの報告書としてまとめたものを本資料とする。

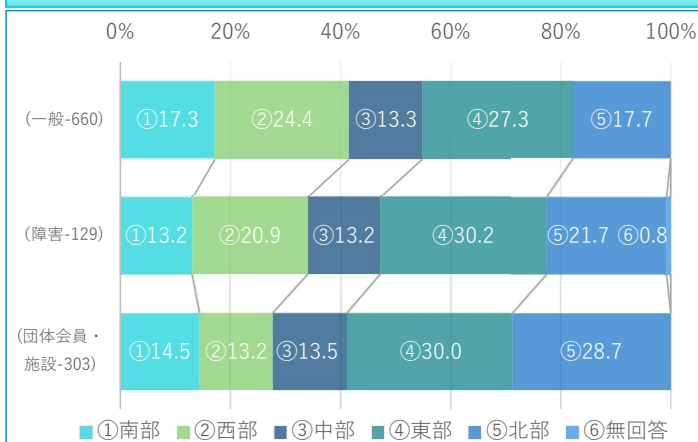
船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

アンケートに回答いただいた方の内訳

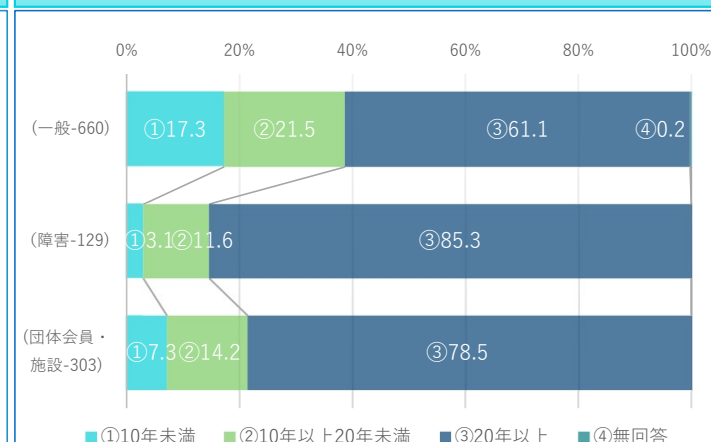
性別



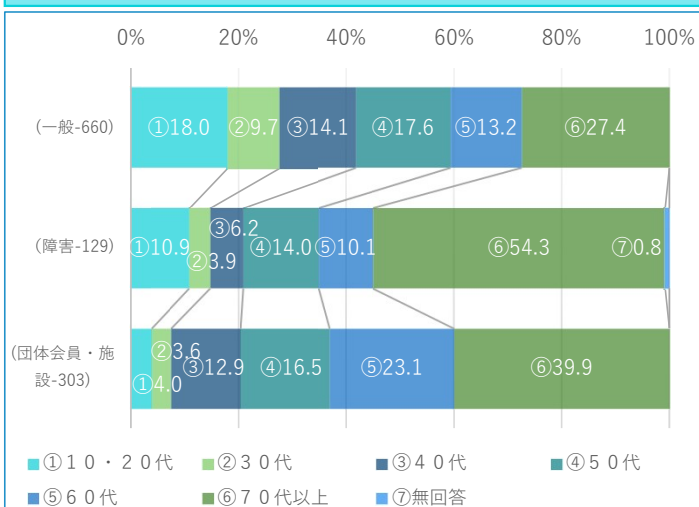
市内でお住まいの地域



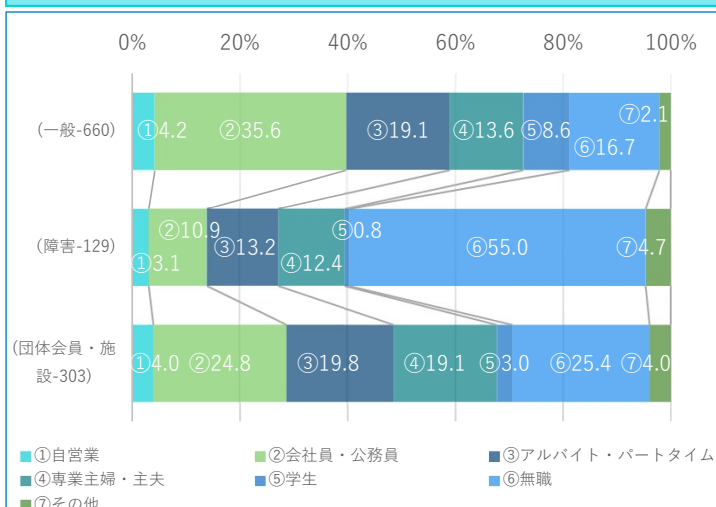
市内に何年くらいお住まいですか。（１つだけ）



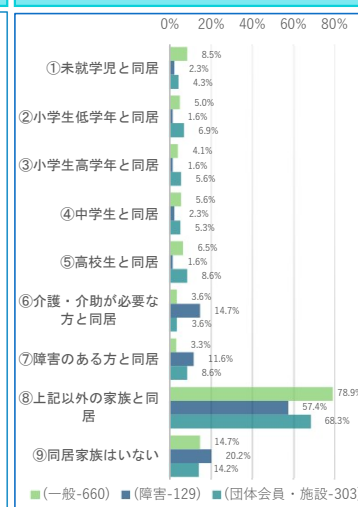
年代



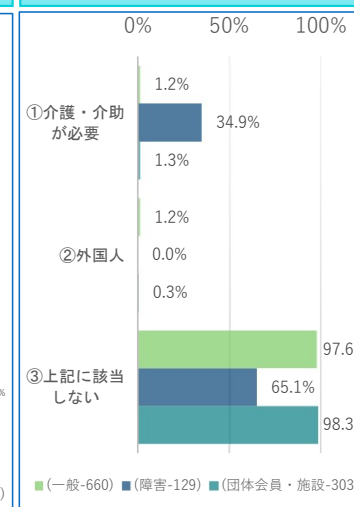
職業（１つだけ）



同居家族について（いくつでも）



ご自身の状況（いくつでも）



船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

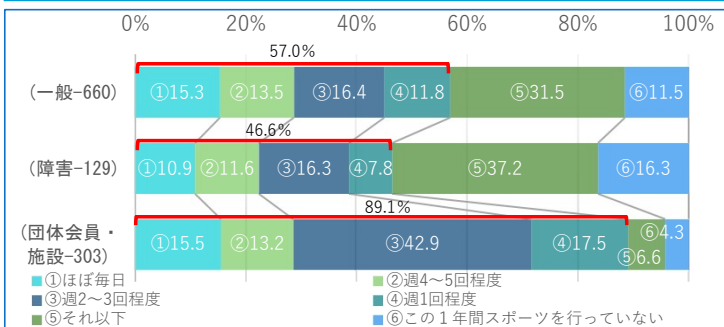
スポーツ活動について

Q1. この1年間に、運動やスポーツをどの程度行いましたか（1つだけ）

第二次生涯スポーツ推進計画において目標値を設定している指標「成人の週1回以上スポーツの実施率」について、令和7年度に行ったアンケートでは、一般のアンケートで57.0%、障害のアンケートで46.6%の結果となった。なお、団体会員・施設利用者については89.1%となっており、一般、障害のアンケートと比較して非常に高い結果となった。

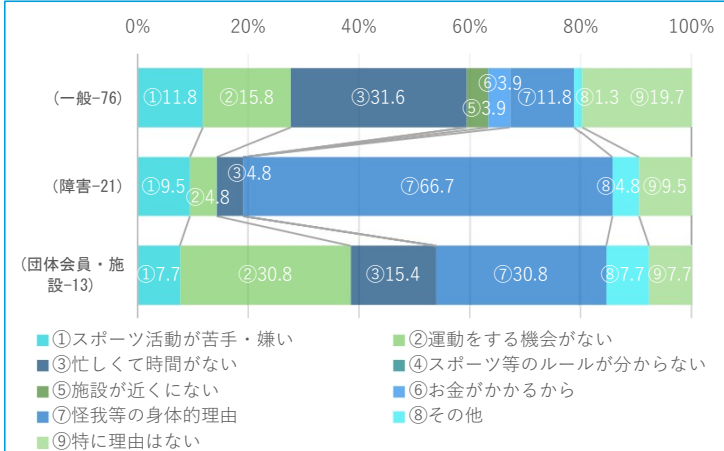
（参考）第二次計画における目標値70%

第二次計画策定時（R1）に行ったアンケート42.2%



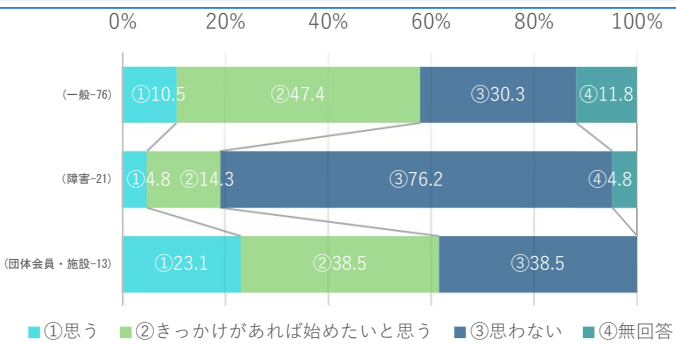
Q2. Q1で「この1年間スポーツを行っていない」と回答した方にお聞きします。その理由は何ですか（1つだけ）

Q1でスポーツ活動を行っていない方に理由を尋ねたところ、一般アンケートでは、特に時間がないとする回答が多くみられた。一方で障害アンケートでは身体的理由とする回答が3分の2を占めた。



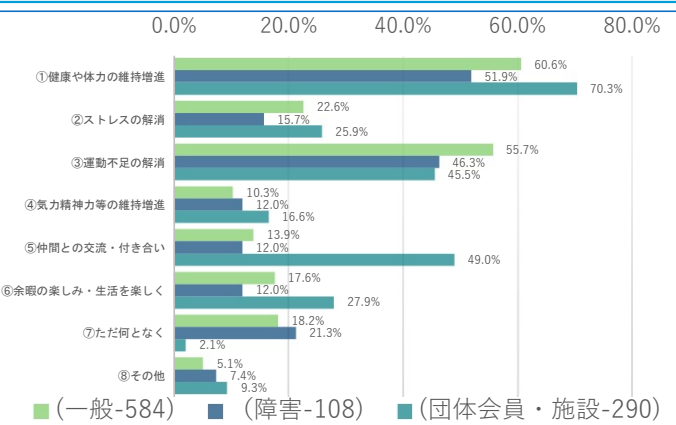
Q3. Q1で「この1年間スポーツを行っていない」と回答した方にお聞きします。これからスポーツ活動を始めたいと思いますか（1つだけ）

Q1でスポーツ活動を行っていない方にこれからスポーツ活動を始めたいか尋ねたところ、一般のアンケートと団体会員・施設利用者のアンケートではきっかけがあれば始めたいを含め、6割程度はスポーツ活動を始める意欲が見られた。一方障害のアンケートでは2割弱にとどまっている



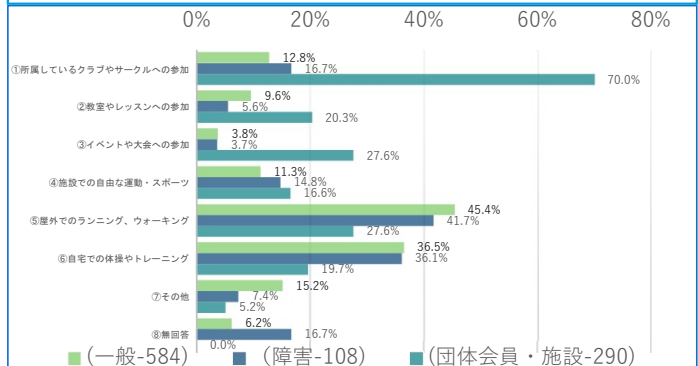
Q4. Q1でスポーツを行っている方にお聞きします。スポーツを行った理由は何ですか（いくつでも）

Q1でスポーツ活動を行っている方にお聞きした理由を尋ねたところ、健康や体力の維持促進、運動不足の解消が3つのアンケートすべてで高い割合となった。また、団体会員・施設利用者においては仲間との交流・付き合いと回答した方が多かった



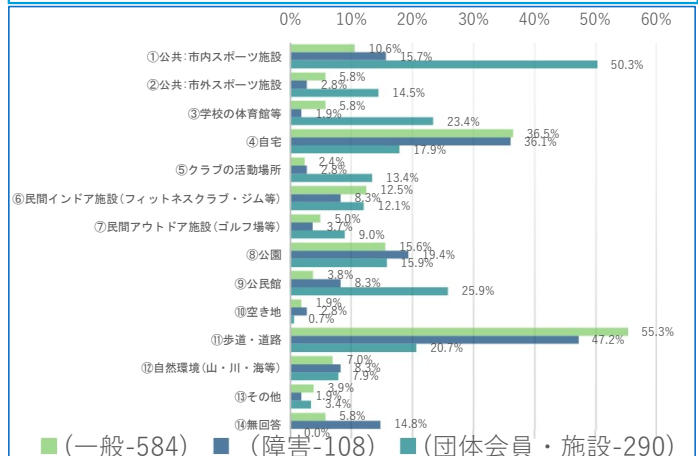
Q5. Q1でスポーツを行っている方にお聞きします。スポーツをどのように実施しましたか（いくつでも）

Q1でスポーツ活動を行っている方にお聞きした方にお聞きします。スポーツをどのように実施しましたか（いくつでも）



Q6. Q1でスポーツを行っている方にお聞きします。主にスポーツを行った場所はどこですか（いくつでも）

Q1でスポーツ活動を行っている方にお聞きした方に主にスポーツを実施した場所を尋ねたところ、一般・障害においては歩道・道路、自宅が高い割合を占め、団体会員・施設利用者においては市内公共スポーツ施設が高い割合となった。



船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

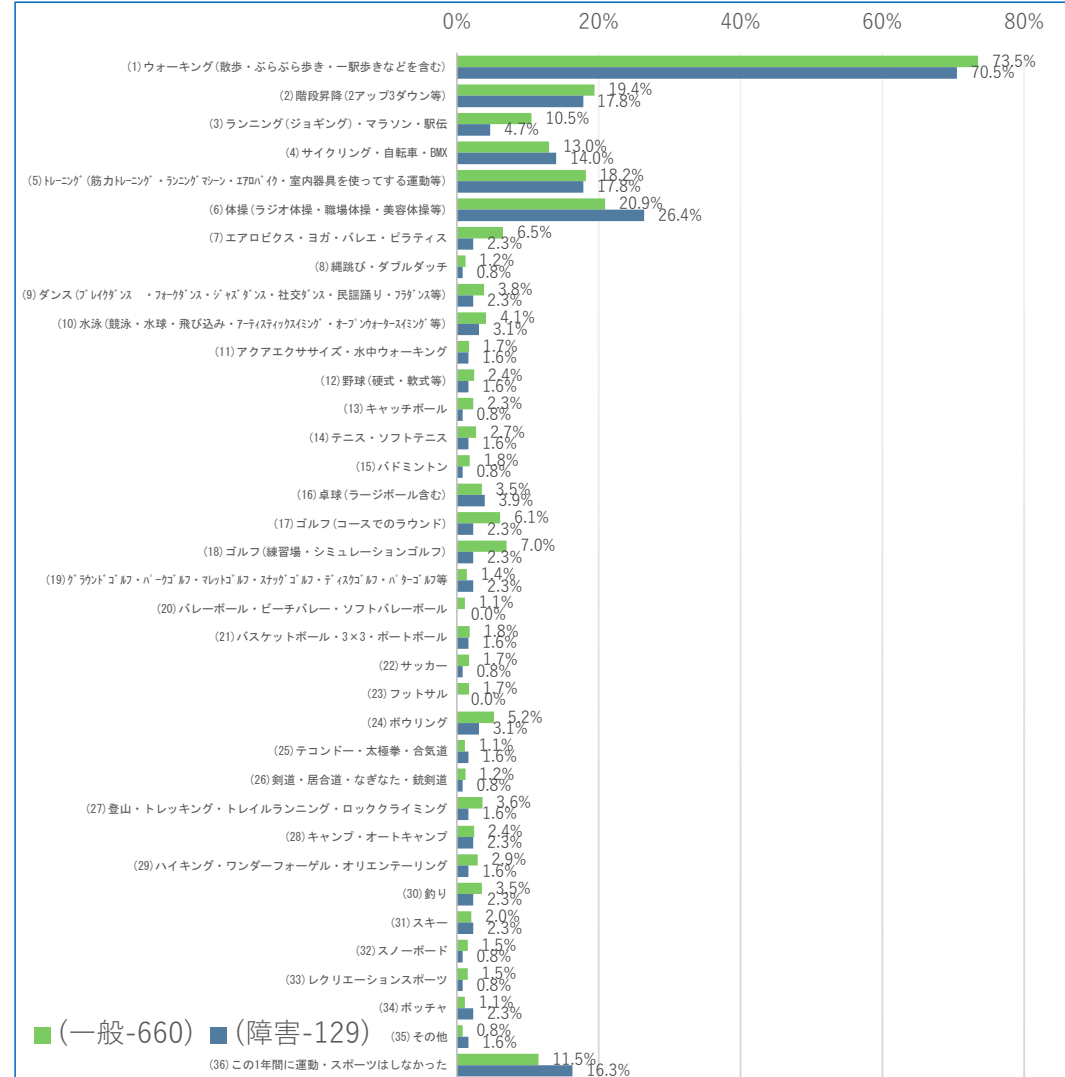
スポーツ活動について

Q7. この1年間に行ったスポーツは何ですか。（学校の体育の授業として行ったものや、職業として行ったものは除きます。）（自宅でオンラインやTVを介して実施したものも含まれます。）（いくつでも）

この1年間に行った運動・スポーツ活動について、一般、障害の両アンケートで「ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなどを含む）」が7割を超えており最も多かった。また、「体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操等）」「トレーニング（筋力トレーニング・トレッドミル[ランニングマシン]・エアロバイク・室内運動器具を使ってする運動等）」「階段昇降（2アップ3ダウン等）」が2割程度と高い割合となった。

一方で「この1年間に運動・スポーツはしなかった」は一般アンケートで11.5%、障害アンケートで16.3%であった。

※一般・障害の両アンケートで1%に満たないスポーツはグラフから省略しています。



船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

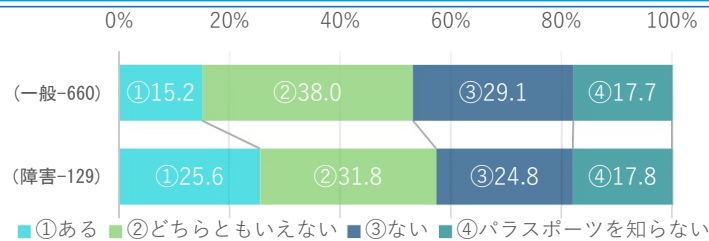
パラスポーツについて

Q8. パラスポーツに関心はありますか（1つだけ）

※団体・施設利用者アンケートにおいてはこの設問は無し

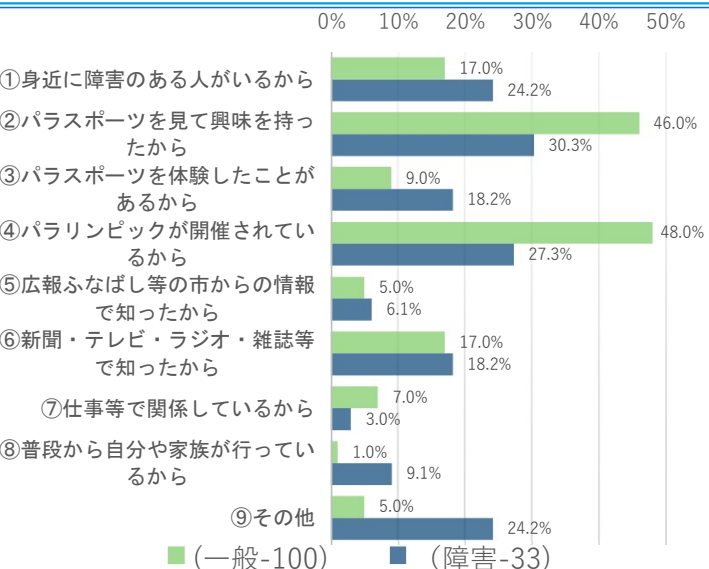
パラスポーツへの関心について尋ねたところ、一般アンケート、障害アンケートともに関心が無い、もしくはパラスポーツを知らないと答えた方が4割を超える結果となった。

（参考）第二次計画策定時（R1）に行った一般アンケートでは③④が20.4%
障害アンケートでは③④が28.1%



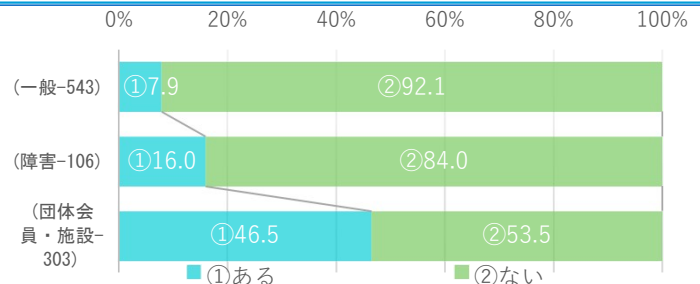
Q9. Q8でパラスポーツに関心があると答えた方にお聞きします。パラスポーツに関心を持ったきっかけはなんですか。（いくつでも）※団体・施設利用者アンケートにおいてはこの設問は無し

一般アンケート、障害アンケートともに、パラスポーツを見て興味を持ったから、パラリンピックが開催されているからといった回答が多くを占めた。



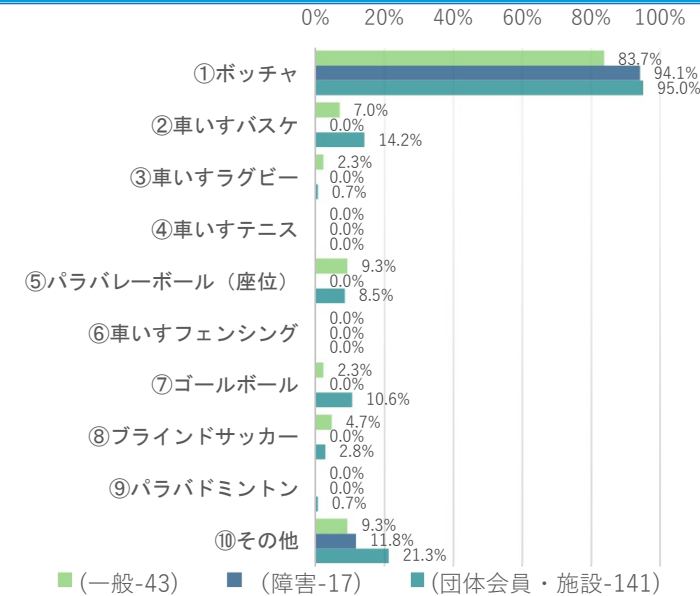
Q10. Q8で①～③と回答した方にお聞きします。パラスポーツをしたことがありますか（1つだけ）（※団体・利用者アンケートでは全員に質問）

「パラスポーツを知らない」と回答した方以外にパラスポーツをしたことがあるか尋ねたところ、一般と障害のアンケートでは約2倍の差が生まれた。また、団体会員・施設利用者においては、半数近くが行ったことがあると回答された。



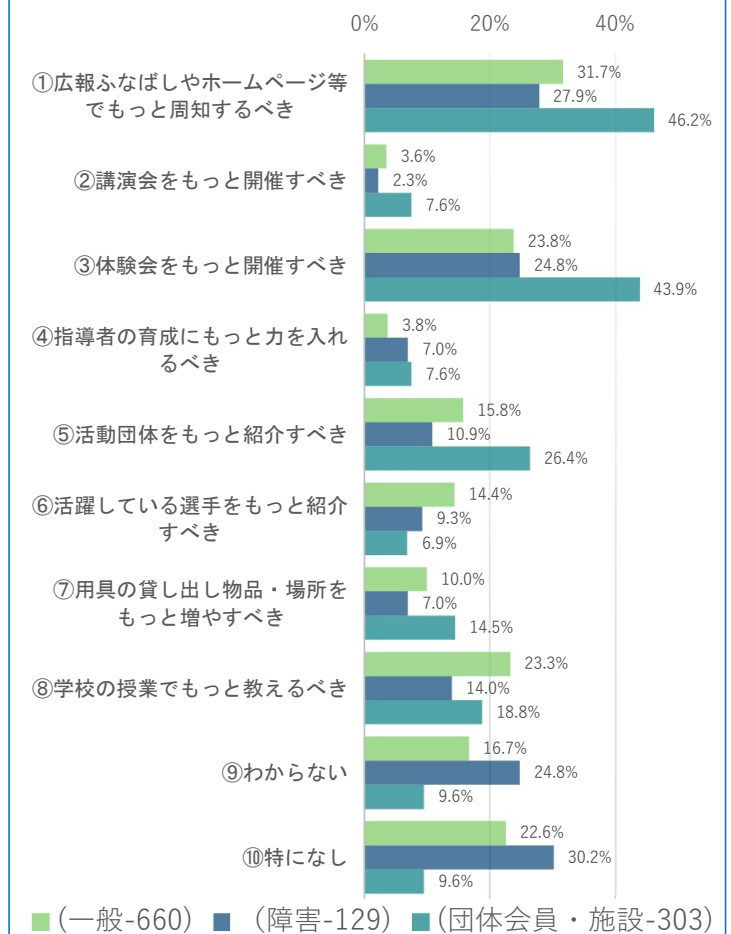
Q11. Q10でパラスポーツをしたことがあると答えた方にお聞きします。したことがあるスポーツは何ですか。（いくつでも）

パラスポーツをしたことがあると回答した方にそのスポーツを尋ねたところ、全てのアンケートでポッチャと回答した方が8割超となった。



Q12. パラスポーツの普及や啓発に向け、どのような取り組みが必要と考えますか。（3つまで）

パラスポーツの普及・啓発に向け必要な取り組みを尋ねたところ、全アンケートで広報ふなばしやホームページ等での周知と回答した方が最も多かった。次いで体験会をもっと開催すべきとの回答が多くを占めた。一方でわからない、特になしといった回答も多くみられた。



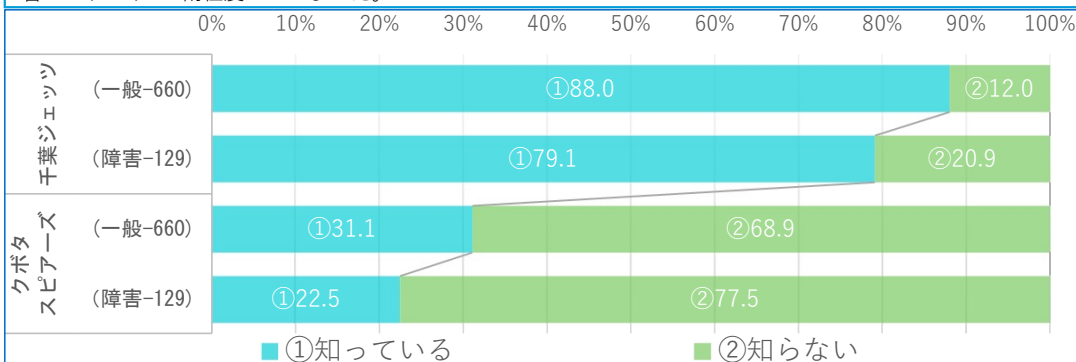
■（一般-660） ■（障害-129） ■（団体会員・施設-303） 6

船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

プロスポーツ（千葉ジェッツ・クボタスピアーズ）について（※団体会員・施設利用者はアンケートなし）

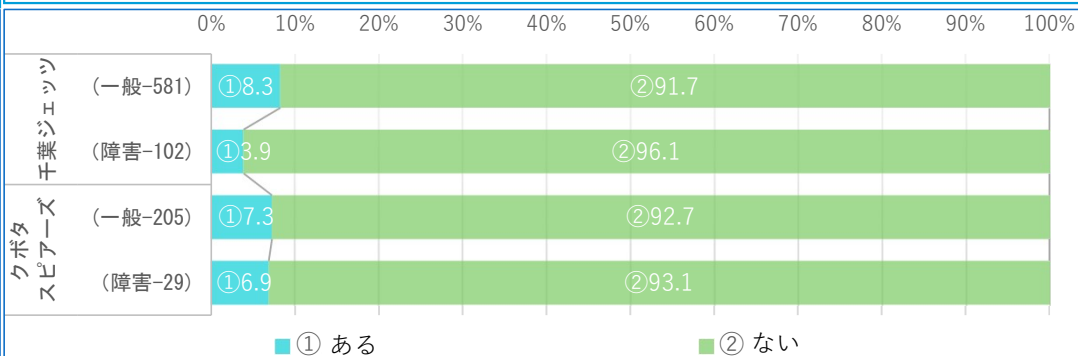
Q13. 千葉ジェッツふなばしやクボタスピアーズを知っていますか（1つだけ）

千葉ジェッツふなばしを知っているか尋ねたところ、一般アンケートで9割弱、障害アンケートで8割弱と、高い認知度を誇った。また、クボタスピアーズを知っているか尋ねたところ、一般アンケートで3割程度、障害アンケートで2割程度にとどまった。



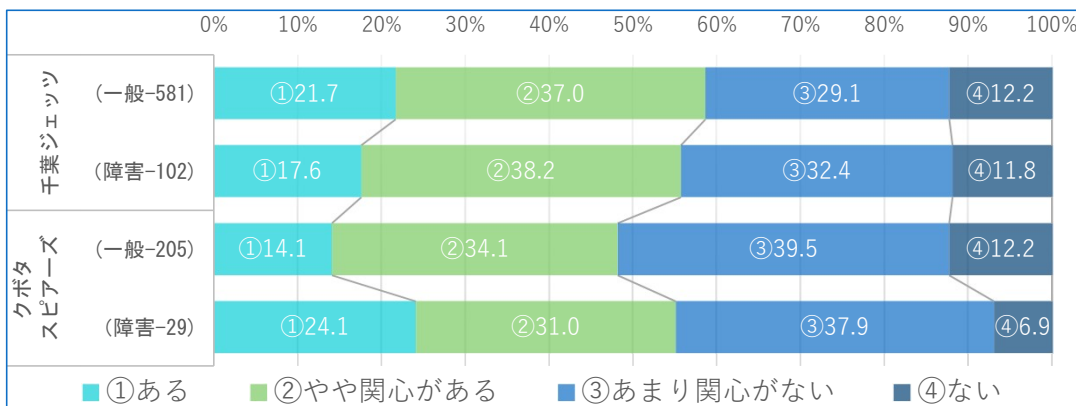
Q15. Q13で「①知っている」と回答された方にお聞きます。チームの関係するイベントや地域活動に参加したことがありますか。（試合観戦は除きます）(1つだけ)

千葉ジェッツふなばし、クボタスピアーズを知っていると回答した方に、イベントや地域活動に参加したことがあるか尋ねたところ、一般、障害ともに、1割未満にとどまった。



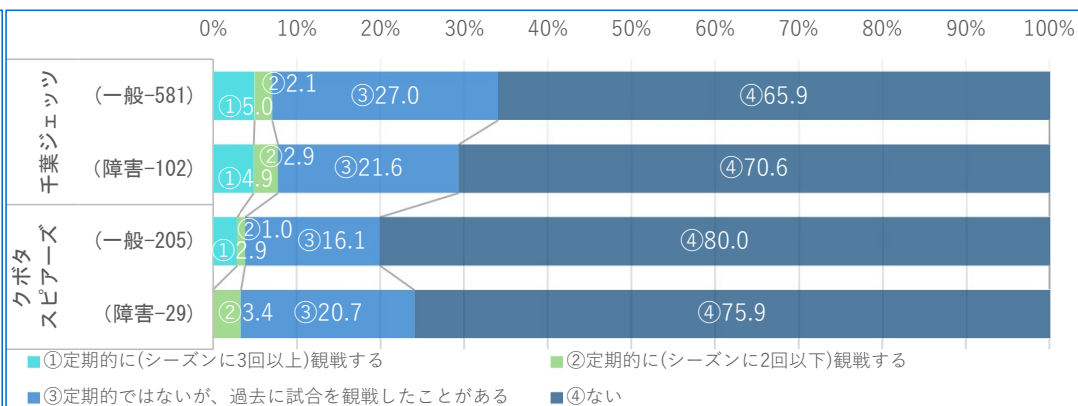
Q14. Q13で「①知っている」と回答された方にお聞きます。チームに関心はありますか。（1つだけ）

知っていると回答した方に、チームに関心があるか尋ねたところ、やや関心があるを含めると、5割程度が関心があると回答した。



Q16. Q13で「①知っている」と回答された方にお聞きます。試合観戦の経験はありますか（テレビ等での観戦も含む）。（1つだけ）

知っていると回答した方に、試合観戦の経験について尋ねたところ、千葉ジェッツにおいては3割程度、クボタスピアーズについては2割程度が観戦経験があると回答した。

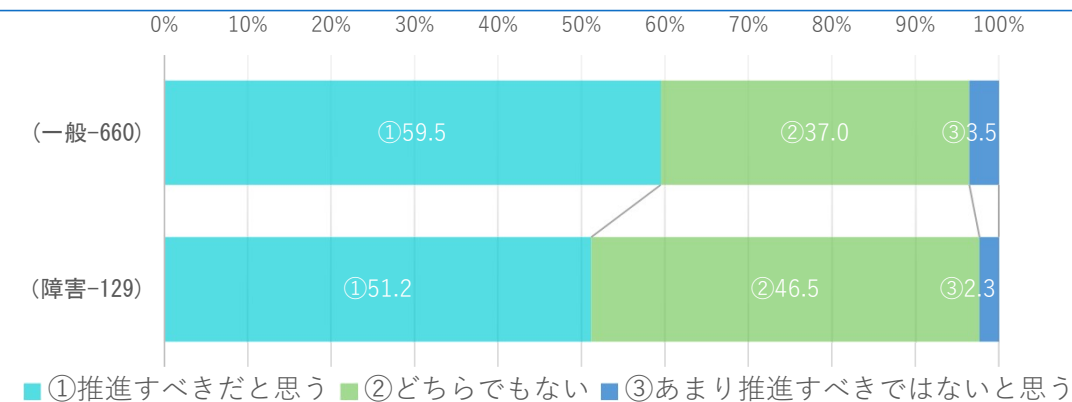


船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

プロスポーツの推進について（※団体会員・施設利用者はアンケートなし）

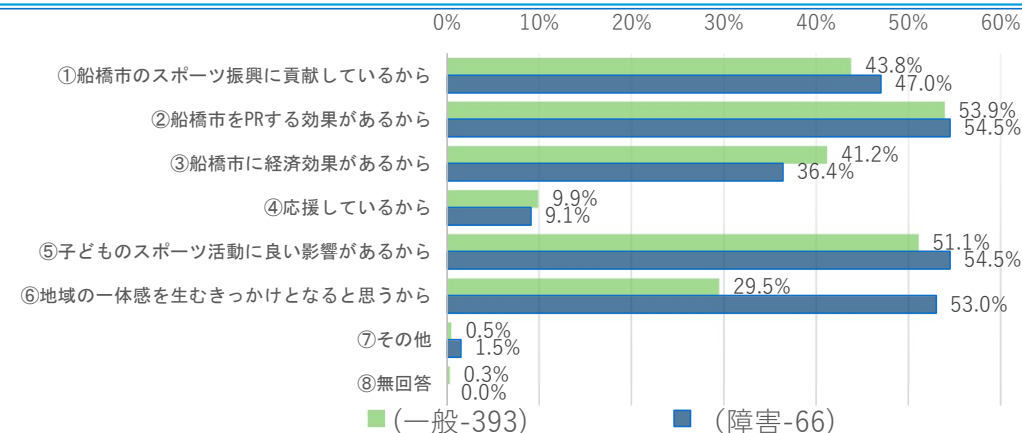
Q17. 市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについてどう考えますか。（1つだけ）

プロスポーツチームとの連携・協力について尋ねたところ、一般、障害の両アンケートともに、過半数が推進すべきと回答した。



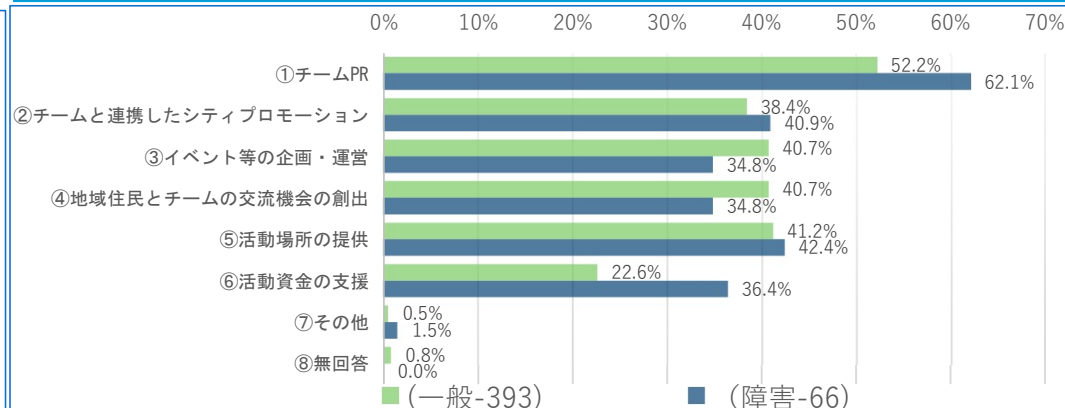
Q18. Q17で「①推進すべきだと思う」と回答された方にお聞きます。推進すべきだと思った理由を選んでください。（3つまで）

推進すべきと回答した方にその理由を尋ねたところ、市をPRする効果があると回答した方が最も多く、次いで子どものスポーツへの良い影響を理由として挙げる方が多かった。また、障害のアンケートにおいては、地域の一体感を生むきっかけとなるとした回答が一般のアンケートと比べて非常に高い結果となった。



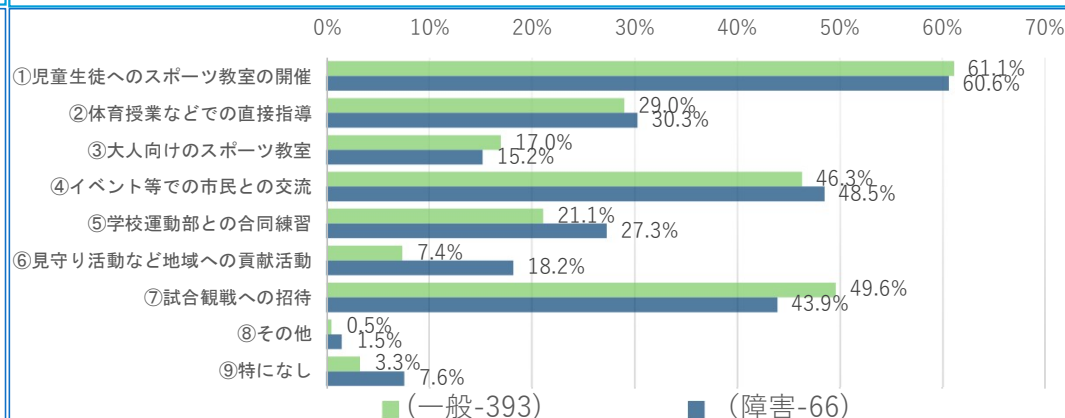
Q19. Q17で「①推進すべきだと思う」と回答された方にお聞きます。市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについて、市はどのような役割を担う必要があると考えますか。（3つまで）

市の役割について尋ねたところ、一般、障害の両アンケートともに、チームのPRとの回答が最も多かった。



Q20. Q17で「①推進すべきだと思う」と回答された方にお聞きます。市が協力・支援をするプロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいことはありますか。（3つまで）

プロスポーツチームに取り組んでもらいたいことを尋ねたところ、児童生徒へのスポーツ教室の開催、イベント等での市民との交流、試合観戦への招待の3つが、一般、障害の両アンケートともに高い割合を占めた

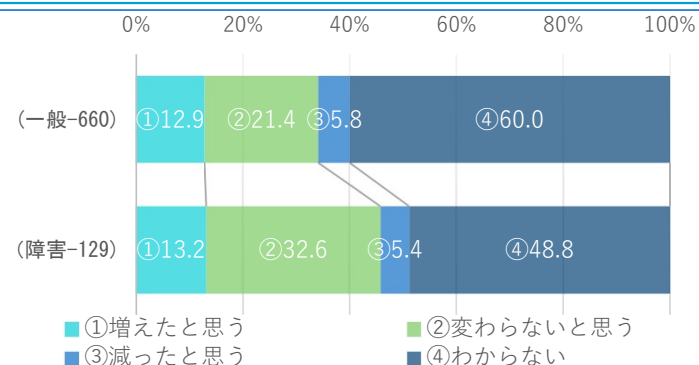


船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

その他

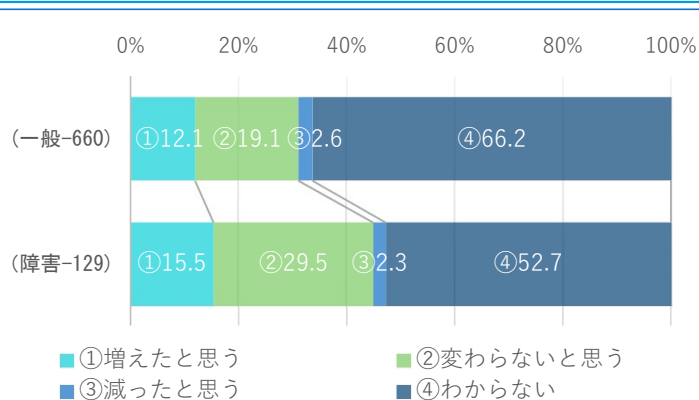
Q21. 過去10年間で、市内全域でスポーツ活動のできる場所が増えたと思いますか。（1つだけ）

市内のスポーツ活動ができる場所について、一般、障害両アンケートともに、増えたと思うと回答した方が、減ったと思うと回答した方を上回った。



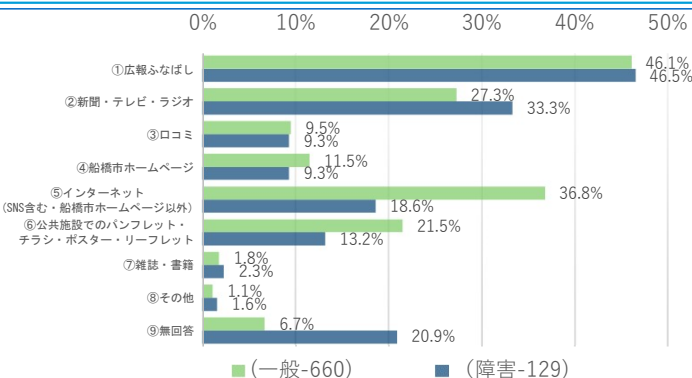
Q22. 過去10年間で、市内全域でスポーツ大会・イベントが増えたと思いますか。（1つだけ）

市内のスポーツ大会・イベントについて、一般、障害両アンケートともに、増えたと思うと回答した方が、減ったと思うと回答した方を上回った。



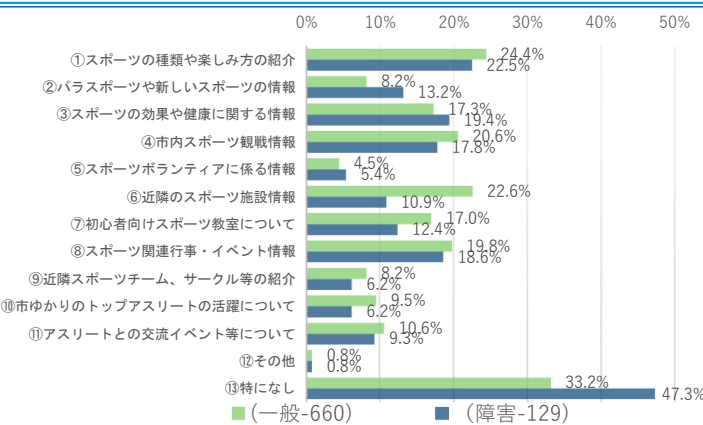
Q23. 現在、スポーツ活動に関する情報は、どのようなもので入手しますか。（いくつでも）

スポーツ活動に関する情報の入手について、広報ふなばしで入手すると回答した方が最も多く、新聞・テレビ・ラジオ、市ホームページ以外のインターネットと回答した方も多かった。



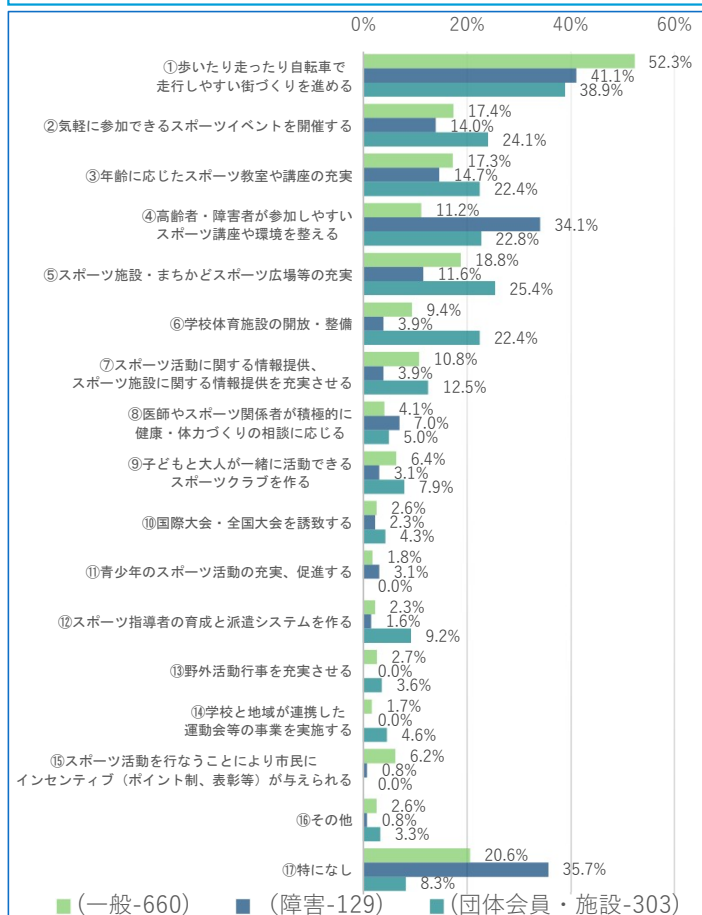
Q24. スポーツに関するどのような情報を知りたいと思いますか。（いくつでも）

特になしと回答した方が最も多く、それ以外ではスポーツの種類や楽しみ方、観戦情報、スポーツ施設の情報などが2割を超える回答となり、知りたいスポーツ情報は多岐にわたった。



Q25. スポーツ活動の推進に関して市に期待することはありますか。（3つまで）

歩いたり走ったり自転車で走行しやすい街づくりを期待する方が3つのアンケート全てで最も多かった。また、②～④のイベントや教室の充実に関する項目や、⑤施設の充実についてが高い割合となった。また、特になしと回答した方も多かった。



船橋市 スポーツ活動に関するアンケート報告書（概要版）

その他、日頃のスポーツ活動や市内の施設利用等において感じることなど（自由記述）

	分類	主な要望	具体的な内容		分類	主な要望	具体的な内容		分類	主な要望	具体的な内容
1	交通アクセス・移動手段	施設への送迎手段の充実、高齢者・障害者向けの送迎、バス路線の拡充	運動施設までの交通手段が欲しい。特に市内の中に欲しい。例：パークゴルフ場とか	5	障害者・高齢者向けプログラムの拡充	障害児向けプログラムの不足	障害児も通えるプール教室が市内にないため市川市の教室の利用を検討している。障害児を連れていける体操教室などあれば利用したい。	9	歩道・道路環境の整備	ランニング・ウォーキング環境	街中を歩いたり走ったりする時に歩道が狭い歩道といえない場所が多すぎる。もっと歩道を整備するべきではないのか。
		パークゴルフ場への送迎手段	パークゴルフ場への送迎手段を考えて欲しい。例えば、老人福祉センター送迎バス、高校の送迎バス、霊園の送迎バスの流用等。			インクルーシブスポーツの推進	障害有無に関わらず誰でも参加できるイベントがあったら是非とも参加したいと思っています。			道路整備全般	道路を整備して、サイクリングやランニング、ウォーキングが安心してできるようにしてほしい。
						バラスポーツ用具の充実	バラスポーツは、用具が高価で揃えることが難しいですが、バラスポーツ車を体育館に置いて、自由に使えるよう強く希望します。				
						障害者向け情報提供	障害者が一人で利用できる施設や参加できるプログラムを具体的に教えてほしい。				
2	テニスコート等屋外施設の冬季対応	冬季営業時間短縮への対応	冬時間の設定(16時半で終了するよう開始時間を早める)もしくは冬料金の設定(最終コマは1.5時間料金)などご検討願います。	6	学校施設開放・部活動の充実	部活動の充実	小学生の息子が地域の剣道教室に参加しているが、進学先の中学に部活がない。小6まで頑張って続けても、その後の受け皿がないので、中学生の部活動を充実させて欲しい。	10	施設使用料の無料化・補助金	利用料金の低廉化	公民館の存在はありがたいが、体操グループの人数が減り、賃料が払えず回数で調整している。健康に関する利用などは賃料を下げてほしい。
		冬季料金の見直し	北習志野、高根木戸の冬場テニスコート3～5時の料金の見直しをお願いしたい。			学校施設開放の利便性向上	学校施設の開放の際に、学校の責任者不在であってもクラブチームの代表及び責任者が居れば活動ができるようにしてほしい。			安価なトレーニング施設の設置	市民向けの、筋力トレーニングを無料又は安く使用できる場所が数カ所ほしい。
		照明設備の充実	冬は日照時間が短く、照明設備のないテニスコートは16時半以降は使えていません。								
3	駐車場の不足・拡充	駐車場の増設	公民館の駐車場が少ない	7	施設の充実・拡充要望	テニスコートの増設	テニスコートをもっと増やしてほしい。	11	プロスポーツチームとの連携	高齢者向けの無料利用	高齢者が無料で利用できる施設が増えると、運動をする機会が増えますので現役世代としても嬉しいです。
		駐車場料金の無料化・割引	スポーツ施設の駐車場料金が高い。			体育館の増設	体育館施設をもう一つ増やしてほしいです。4地域ごとにあるのが理想です。			施設不足への対応	プロスポーツチームのための施設が不十分である。プロの試合ができる野球場、サッカー場、ラグビー場がないので、集客が見込めて経済効果のあるプロスポーツがバスケットボールしかない。
		障害者向け駐車場の改善	身体障害（車椅子）の子どもと外で運動をしたいのですが、（市の公園などの）障害者用の駐車場をもう少し増やしてもらえたら、もっと気軽に出席けられる。			公園施設の充実	公園の中に体を動かすことのできる器具を作してほしい。				ラグビーの普及
						オンライン予約・ペーパーレス化	北習志野近隣公園のテニスコートを使う事が多いのですが、支払い手続きをコートでできない事に不便を感じます。				
4	施設の老朽化・設備改善	冷暖房設備の充実	運動施設（学校の体育館も含めて）にエアコン設備のないところが多いです暑い夏にも運動したいが熱中症が不安です。	8	利用手続き・予約システムの改善	サークル情報の集約	市は、もっと沢山のサークル情報を集めて、市民にスポーツへの参加機会を増やす活動をすべきだし、支援金など活動を活発にするための施策を実施して欲しい。例えば、週に2回位仕事終わりに卓球でもやって健康になりたいな。と思ったときに、市のLINEなんかで簡単に探せたりすると便利	12	情報提供・施設案内の充実	施設情報の充実	近場にあるスポーツ施設の紹介やレンタル方法、利用方法等を分かりやすく発信していただけるとありがたいです。
		施設の修繕・メンテナンス	屋外施設（公園・まちかどスポーツ広場・運動公園）のトイレ等のメンテナンスを行って欲しい。			予約の取りやすさ	市内のスポーツ施設はいつも同じ人が予約し埋まっている。なかなか自由に予約できないのが現状だ。自由に使えるようになればいいと思う。			情報提供の必要性	施設の詳細（設備内容、アクセス、料金、利用条件）が分かる案内がほしい。
		施設の更新・リニューアル	中核都市にふさわしい船橋アリーナのスポーツ施設更新を希望します。			利用方法の簡易化	市の施設は利用方法が簡単ではないイメージがあります。気軽に使えるように工夫してほしい	13	その他の要望	スポーツイベントの開催	浦安スポーツフェア2025に家族で参加しとても楽しかったので、船橋市でも同じようなスポーツイベントがあれば参加してみたいです。
										無料イベントの開催	無料で参加できるイベントを多く開催してほしい。

別冊 5

令和8年度
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

第三次船橋市生涯スポーツ推進計画

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和 8 年度 第 2 回 船橋市スポーツ推進審議会
【別冊 5】第三次船橋市生涯スポーツ推進計画の骨子案

目 次

第三次船橋市生涯スポーツ推進計画の概要	・ ・ ・	3
第三次船橋市生涯スポーツ推進計画の骨子案	・ ・ ・	5
施策の体系図	・ ・ ・	9

第三次船橋市生涯スポーツ推進計画の概要

計画の趣旨

船橋市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和 58 年(1983 年)10 月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民力を活かした指導員の育成や、身近な場所でスポーツに親しめる場所の整備、地域でスポーツに親しめるイベントを支援するなど、市民一人一人がスポーツに親しむことのできる環境づくりに取り組んできました。

スポーツ基本法に基づき、本市における、市民のスポーツ活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「第三次船橋市生涯スポーツ推進計画」を策定します。

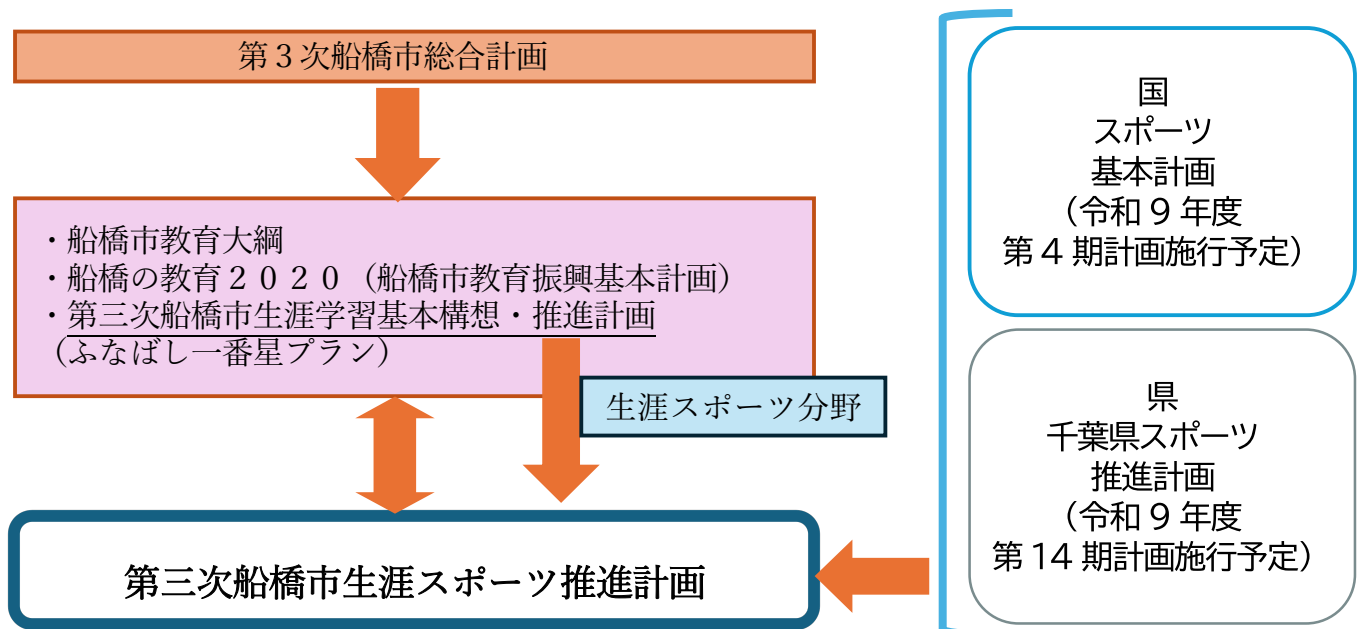
法律上の位置づけ

スポーツ基本法第 10 条に定められた「スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画」であり、スポーツ基本法に基づき本市における市民のスポーツ活動に関する施策の計画的な推進を図るために計画されたもの。

他の計画との関連

国の「スポーツ基本計画」及び県の「千葉県スポーツ推進計画」を参酌するとともに、船橋市の他計画との連携・整合を図りながら、船橋市の状況を踏まえ、市民のスポーツ活動を推進するための計画として位置づけます。

また、第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）において、生涯スポーツ推進計画は、生涯スポーツ分野に関する事業の推進を担うこととされています。



計画期間

令和9年（2027年）度から令和13年（2031年）度までの5年間

【策定方針】

第二次計画におけるスポーツ推進の状況を評価しつつ、改正スポーツ基本法（令和 7 年 9 月施行）や令和 7 年度に行ったスポーツ活動に関するアンケート踏まえ内容を更新する

【第二次計画における目標値と測定指標】

【目標値】スポーツ実施率（週 1 回以上スポーツを行う 18 歳以上の割合）の向上

令和元年(2019 年)度
42.2%

令和 7 年(2025 年)度
57.0%

【目標値】
令和 8 年(2026 年)度
70%

令和 7 年度にスポーツ活動に関するアンケート調査を実施し、18 歳以上の週 1 回以上のスポーツ実施率は、第二次計画策定時のアンケートの 42.2%から約 15%増加。目標値である 70%には届いていないものの、実施率は着実に向上。

【測定指標】計画の進捗状況を把握することを目的に、基本施策それぞれに毎年測定が可能な指標を設定し確認を行う

基本施策 1 【機会づくり】の毎年測定指標（方向性↑）

・市主催事業の参加者数
⇒参加者数は順調に増加している。
引き続き事業の周知等、参加者数の増加を推進するための施策を行っていく。

	参加者数
令和 4 年度	120,154 人
令和 5 年度	128,456 人
令和 6 年度	131,350 人
令和 7 年度	135,981 人

基本施策 2 【環境づくり】の毎年測定指標（方向性↑）

・市体育施設の利用者数
⇒令和 6 年度は運動公園陸上競技場の工事、令和 7 年度は武道センターの工事が行われ、施設を利用できない期間等があったため、利用者数が減少となった。
工事による影響を除くと概ね増加と予想できるため、施設の周知をより一層図っていく。

	利用者数
令和 4 年度	2,215,559 人
令和 5 年度	2,555,532 人
令和 6 年度	2,426,135 人
令和 7 年度	2,397,672 人

基本施策 3 【人・組織づくり】の毎年測定指標（方向性↑）

・スポーツ関係団体の団体数・会員数
⇒令和 7 年度においては団体数、会員数ともに減少。
4 年間を通してみても**減少傾向**にあり、
団体の活性化等の施策が必要と考えられる。

	団体数	会員数
令和 4 年度	65	36,546 人
令和 5 年度	65	34,528 人
令和 6 年度	65	36,678 人
令和 7 年度	64	35,144 人

・地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数
⇒令和 6 年度までは増加傾向であったが令和 7 年度については減少となった。
全体としては**増加傾向**であるため引き続き推進していく。

	実施回数
令和 4 年度	280 回
令和 5 年度	379 回
令和 6 年度	401 回
令和 7 年度	371 回

二次計画の評価

事業参加者数、施設利用者数、連携・協働事業実施回数の増加が、スポーツ実施率向上に寄与
さらなる実施率向上のため減少傾向にある団体数・会員数を増やし団体の活性化を図る必要

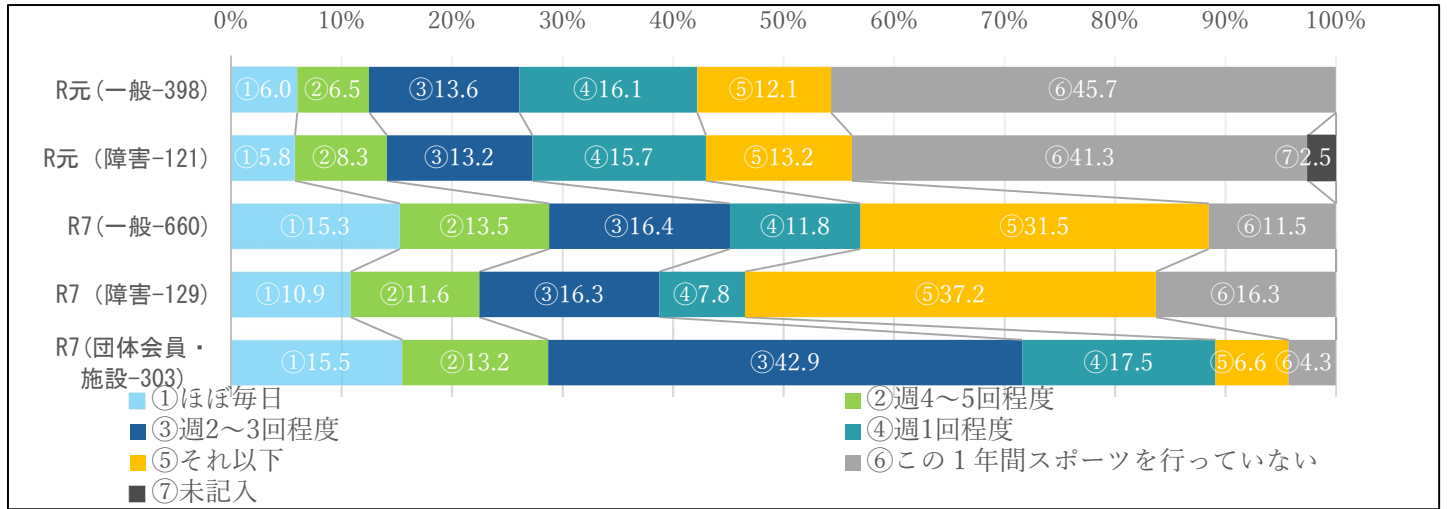
【アンケート調査の結果】 ※詳細は「アンケート概要版」参照

令和 7 年度に（１）一般、（２）障害、（３）スポーツ関係団体会員・施設利用者、の３種類に分けてアンケート調査を行った。

① スポーツの実施頻度について

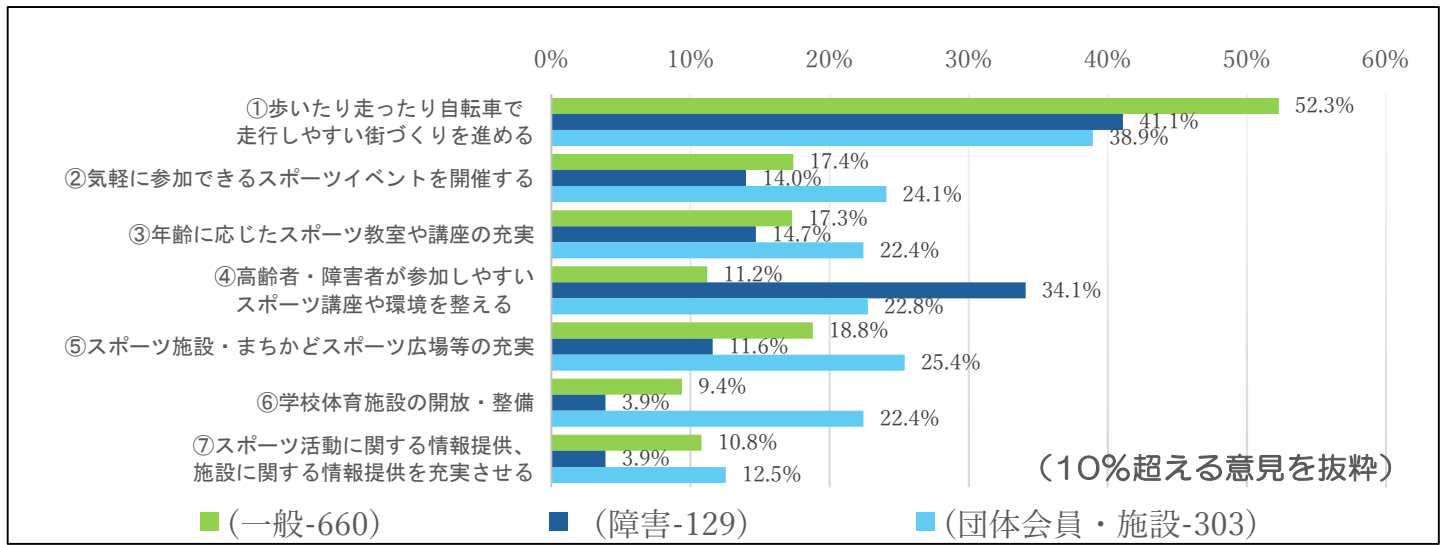
令和元年度アンケート調査では、週 1 回以上の割合が一般で 42.2%、障害で 43.0%となっていたが、令和 7 年度に行ったアンケートでは、一般で 57.0%、障害で 46.6%となり、スポーツ実施率の向上がみられた。

なお、令和 7 年度に行ったスポーツ団体の会員、施設利用者においては 89.1%となり、一般、障害と比較して非常に高い結果となった。



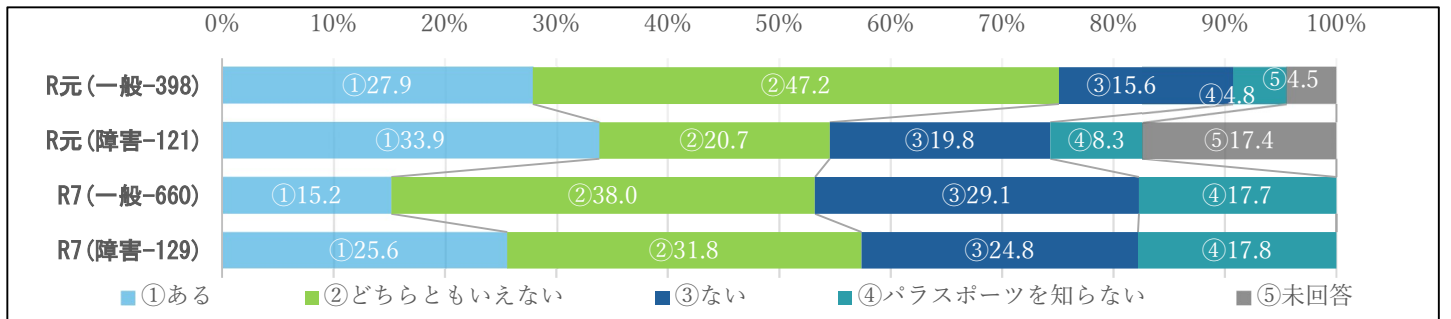
② スポーツ活動の推進に関して市に期待すること

特に「気軽にスポーツを行える、気軽にスポーツに参加できる環境づくり」を求めていることが分かった。



③ パラスポーツへの関心度について

令和元年度アンケート調査では「関心がある」回答した方が一般で 27.9%、障害で 33.9%であったが、令和 7 年度アンケート調査では一般で 15.2%、障害で 25.6%となり関心度の低下がみられた。



第三次船橋市生涯スポーツ推進計画骨子案

【改正スポーツ基本法について】

スポーツ基本法制定以来初的大幅改正が令和 7 年 9 月に行われた。
平成 23 年 6 月にスポーツ基本法が制定されてからこれまで、「急速な少子化・人口減少」、「気候の変動」、「デジタル化の進展」等、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化しており。これに対応するための改正となる。
その中でスポーツ基本法第三章の基本的施策について、市を実施主体とする施策が加えられた。

＜スポーツ基本法第三章基本的施策の追加事項（市が実施主体となる事項）＞

	条項	施策	記載内容
1	第 12 条第 3 項	スポーツ施設の整備等	スポーツ施設・他施設・周辺地域の総合的・複合的整備、スポーツ産業事業者等との連携によるまちづくりとの一体的な整備に努めること
2	第 14 条第 2 項	スポーツ事故の防止等	スポーツ事故の防止のためスポーツ実施環境の整備に当たり、気候の変動への対応に特に留意すること
3	第 16 条の 2 第 2 項	スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用	スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策を推進するよう努めること
4	第 16 条の 3	発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保	幼児・児童・生徒・学生等の環境を踏まえ、スポーツ団体と連携しながら、発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保努めること
5	第 17 条の 2	中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保	中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会の確保に必要な施策に努めること（部活動の地域展開）
6	第 17 条の 3	高等学校等の生徒のスポーツの推進	高等学校等の生徒のスポーツが人格形成・競技水準向上の基盤強化において重要な役割を果たすことに鑑み、スポーツ団体と連携して推進に努めること
7	第 21 条の 2	多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保	多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者等の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めること
8	第 24 条の 2	情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実	情報通信技術を活用したスポーツの機会 [※] の充実が図られるよう努めること ※いわゆる「e スポーツ」を指す
9	第 29 条	暴力等の防止	スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動、インターネット上の誹謗中傷等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずること

市としてスポーツ環境の改善を図るため、基本的施策に追加された事項について第三次生涯スポーツ推進計画に反映していくこととする。

【めざすべき姿(第二次計画から継承)】

スポーツを通じてウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に満たされた持続的な幸福や健康の状態）向上を目指すことが、市がスポーツを推進する上での一つの大きな目的となる。
ウェルビーイングの向上を推進するうえで、第二次計画における「めざすべき姿」は、非常に適していると考え、下記のめざすべき姿を第三次計画においても、継承する。

市民一人一人が生活の中で気軽に楽しくスポーツを行うことで健康になり、多くの仲間と共に、いきいきと過ごしている状態

【基本施策・施策】（詳細は「施策の体系図」参照）

めざすべき姿の実現に向けて基本施策、施策を設定し方向性を定めている。
基本施策については第二次計画を継承し、施策並びにその具体的な内容については改正スポーツ基本法やアンケートの結果等を踏まえて、追記・修正を行う。
また、社会状況や市の現状を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を併せて設定（右列はその理由）。

基本施策 1 【機会づくり】
市民のスポーツに対する意識改革と市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

施策 1. 広く市民を対象としたスポーツの推進 重点施策 2. 子供のスポーツ機会の充実と体力向上 3. 働き盛り世代・子育て世代や女性のスポーツ参加の促進 4. 高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり 5. 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進 重点施策	施策 1 「広く市民を対象としたスポーツの推進」 二次計画の評価として「 事業の参加者数が増加していることはスポーツ実施率の向上に寄与している と見える」こと、「 実施率向上のために減少傾向にある団体数・会員数を増やし団体の活性化を図る 」ため、引続き重点施策に設定。 施策 5 「障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進」 アンケートの結果として「 パラスポーツへの関心度が低下した 」ことから、障害がある人もない人も楽しめるスポーツを推進するため、引続き重点施策に設定。
--	---

基本施策 2 【環境づくり】
市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

施策 1. 身近な場所でスポーツを継続できる環境の整備 2. スポーツの価値の創出 3. スポーツにおける安全・安心の確保 重点施策	施策 3 「スポーツにおける安全・安心の確保」 スポーツ基本法改正に伴う「 熱中症をはじめとした気候変動によるリスクの高まり 」「 スポーツを行う者への暴力・誹謗中傷対策の必要性 」を勘案し、新たに重点施策として設定。
---	--

基本施策 3 【人・組織づくり】
地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

施策 1. 地域のスポーツ団体の育成・支援 2. スポーツを支える人材の育成 3. 地域住民の連携によるスポーツの推進 重点施策 4. 船橋市特有のスポーツ文化の醸成	施策 3 「地域住民の連携によるスポーツの推進」 アンケートの結果として市に対して「 気軽にスポーツを行える、参加できる環境づくりを求めている 」こと。 二次計画の評価として「 事業の実施回数が増加していることはスポーツ実施率の向上に寄与している と見える」こと、「 実施率向上のために減少傾向にある団体数・会員数を増やし団体の活性化を図る 」ため、引続き重点施策に設定。
---	---

【計画の進捗管理・目標値】

二次計画に引続き、目標値および測定指標を設定し計画の進捗状況を把握する。
また、社会情勢の変化等に伴う、事業の追加や優先順位の変動に柔軟に対応するため、個別の事業は記載せず、「各施策対応事業管理表」を作成し、計画全体の進捗状況を把握していく。
目標値については、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率について、目標値である 70%に達していないのが現状であるため、**引続き 70%を目標に推進していく。**

【施策の体系図】

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画

基本施策1 〔機会づくり〕 市民のスポーツに対する意識改革と 市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実	
施策	取り組み
1. 広く市民を対象としたスポーツの推進	1. スポーツを始めるきっかけづくり
	2. プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信
2. 子供のスポーツ機会の充実と体力向上	1. 幼児期からの運動習慣づくりの推進
	2. 子供が生涯にわたってスポーツを継続できる資質や能力の向上
	3. 地域における子供のスポーツ環境の充実
3. 働き盛り世代・子育て世代や女性のスポーツ参加の促進	1. 日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発
	2. 子育て世代や女性の運動習慣の形成
4. 高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり	1. 高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり
	2. 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進
重点施策 5. 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進	1. パラスポーツの理解促進と普及啓発
	2. 障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり
	3. 障害者がスポーツを継続するための支援

基本施策2 〔環境づくり〕 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備	
施策	取り組み
1. 身近な場所でスポーツを継続できる環境の整備	1. 施設の利用しやすさの向上
	2. 拠点となるスポーツ施設の充実
	3. 身近な場所でスポーツを行える環境の整備
重点施策 2. 効果的な情報発信	1. スポーツに関する情報発信の充実
	2. スポーツの魅力発信
	3. 庁内等の連携体制の整備

基本施策3 〔人・組織づくり〕 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成	
施策	取り組み
1. 地域のスポーツ団体の育成・支援	1. 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	2. スポーツ関係団体との連携
2. スポーツを支える人材の育成	1. スポーツボランティアの確保と活用
	2. 指導者の育成と資質向上
重点施策 3. 地域住民の連携によるスポーツの推進	1. 家庭・地域におけるスポーツ活動の促進
	2. 地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働
4. 船橋市特有のスポーツ文化の醸成	1. 大規模大会の開催支援・協力
	2. トップアスリートの育成とアスリートとの好循環に向けた取り組み
	3. スポーツによる国際交流

第三次船橋市生涯スポーツ推進計画

※赤字:新規の取り組み 青字:移動等の変更を加えた既存の取り組み

基本施策1 〔機会づくり〕 市民のスポーツに対する意識改革と 市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実	
施策	取り組み
重点施策 1. 広く市民を対象としたスポーツの推進	1. スポーツを始めるきっかけづくり
	2. プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信
2. 子供のスポーツ機会の充実と体力向上	3. スポーツに関する情報発信の充実
	1. 幼児期からの運動習慣づくりの推進
	2. 子供が生涯にわたってスポーツを継続できる資質や能力の向上
3. 働き盛り世代・子育て世代や女性のスポーツ参加の促進	3. 地域における子供のスポーツ環境の充実
	4. 高等学校等生徒のスポーツの推進
4. 高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり	1. 日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発
	2. 子育て世代や女性の運動習慣の形成
重点施策 5. 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進	1. 高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり
	2. 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進
	1. パラスポーツの理解促進と普及啓発
	2. 障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり
	3. 障害者がスポーツを継続するための支援

基本施策2 〔環境づくり〕 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備	
施策	取り組み
1. 身近な場所でスポーツを継続できる環境の整備	1. 施設の利用しやすさの向上
	2. 拠点となるスポーツ施設の充実
	3. 身近な場所でスポーツを行える環境の整備
2. スポーツの価値の創出	1. まちづくりの推進に資するスポーツ施設の整備活用
	2. スポーツホスピタリティの推進による地域の産業の活性化
	3. 情報通信技術を活用したスポーツ(eスポーツ等)の充実
重点施策 3. スポーツにおける安全・安心の確保	1. 熱中症やスポーツ外傷等の健康被害の防止
	2. 暴力・ハラスメント行為の防止

基本施策3 〔人・組織づくり〕 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成	
施策	取り組み
1. 地域のスポーツ団体の育成・支援	1. 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	2. スポーツ関係団体との連携
2. スポーツを支える人材の育成	1. スポーツボランティアの確保と活用
	2. 指導者の育成と資質向上
重点施策 3. 地域住民の連携によるスポーツの推進	1. 家庭・地域におけるスポーツ活動の促進
	2. 地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働
4. 船橋市特有のスポーツ文化の醸成	1. 大規模大会の開催支援・協力
	2. トップアスリートの育成とアスリートとの好循環に向けた取り組み
	3. スポーツによる国際交流

第二次計画の基本施策2-2から移動。取り組みの位置づけについて、情報発信は環境の整備に資するものと考える。移動するものはスポーツの魅力発信・イベントや施設の認知度向上を含め適切な情報発信に取り組む。

法第16条の2第2項対応

基本施策2-2より移動

部活動の地域展開を含む発達段階に応じたスポーツに親しむ機会の確保については、この項目に含まれるものとして整理する。

法第16条の3
法第17条の2対応

新規 法第17条の3対応

新規 法第12条第3項対応

新規 法第21条の2対応

新規 法第24条の2対応

新規 法第14条第2項対応

新規 法第29条対応

法第24条の2対応